

かごしま

2018 5
SPRING

No.466

トラック情報

Kagoshima truck information



いちき串木野市交通安全横断幕掲示

主な内容

巻頭

新入学児童に交通安全教材を贈呈
会費の見直しについて

TOPICS

平成30年度第1回人財・広報特別委員会
正副会長会及び部会長合同会議
平成30年春の全国交通安全運動取り組み報告
など

お知らせ掲示板

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及
び運用について」の一部改正について
自動車運送事業者に対する行政処分等の基
準改正について など

情報ボックス

社会保険労務士による労務相談の実施
平成30年度助成事業のご案内 など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

平成30年度定時社員総会のご案内

平成30年度定時社員総会を下記のとおり開催いたします。
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

1. 日 時 平成30年6月6日(水)
13時30分 開会
2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル 太陽の間
鹿児島市与次郎1-8-10
TEL: 099-253-2020

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

公益社団法人鹿児島県トラック協会

平成30年度通常総会のご案内

平成30年度通常総会を下記のとおり開催いたします。
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

1. 日 時 平成30年6月6日(水)
2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル
鹿児島市与次郎1-8-10
TEL: 099-253-2020

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部

かごしま トラック情報

2018 5
SPRING
No.466

CONTENTS

巻頭

新入学児童に交通安全教材を贈呈	2
会費の見直しについて	4

TOPICS

平成30年度第1回人財・広報特別委員会	6
正副会長会及び部会長合同会議	
平成30年春の全国交通安全運動取り組み報告	7
第24回高齢者ふれあいトラック交通安全教室	8
平成30年度安全性評価事業(Gマーク)事前説明会	

お知らせ掲示板

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について	9
自動車運送事業者に対する行政処分等の基準改正について	10
「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について	12
トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について	14
平成30年度第1回自動車運送事業者自動車無事故表彰のご案内	15
平成30年度運行管理者等基礎講習のご案内	16
平成30年度運行管理者等一般講習のご案内	18
平成29年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業のご案内	20
平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます	22
第13次労働災害防止計画のお知らせ	24
「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施	
トラック運送事業における退職自衛官再就職のお知らせ	25
ヒアリング生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い	26
「過労死等防止計画」のお知らせ	28
COOL CHOICEへの賛同をお願い	29
平成30年度第1四半期におけるセーフティネット保証5号再指定のお知らせ	
高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処分期間内の早期処理のお願い	30
平成30年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の開催のご案内	32

情報ボックス

社会保険労務士による労務相談の実施	33
平成30年度助成事業のご案内	34
第36回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会のご案内	38
高校生の就職に関するトラック運送業界に向けたアドバイスのご紹介	41
平成30年度中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内	42
平成30年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金のご案内	44
平成30年度中央近代化基金「燃料費対策特別融資」公募のご案内	46
平成30年度中央近代化基金「補完融資」公募のご案内	47
平成30年度第1期近代化基金融資公募のご案内	48
新規採用職員紹介	
入退会紹介	

適正化だより

平成30年度3月 巡回指導結果	49
-----------------	----

Gマークだより

	50
--	----

支部・部会だより

支部・部会開催状況	51
-----------	----

資料データ

過積載違反の取締り状況・苦情内容	52
鹿児島県内における交通事故の発生状況	53
軽油価格調査報告	54

協会の動き(平成30年4月)

	55
--	----

お知らせカレンダー(平成30年5月)

	56
--	----

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

	57
--	----

陸災防情報

第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会のご案内	58
交通労働災害防止担当管理者等研修会のご案内	60
陸災防貸出DVDのご案内	62
鹿児島県内における労働災害の発生状況(3月末現在)	63

コミュニティ広場

	64
--	----

新入学児童に交通安全教材(定規)を贈呈

目的：県内の新入学1年生に対し、トラック輸送への理解と交通安全意識を啓発する。

贈呈内容：県内44教育委員会・私立学校等に交通安全標識入り定規16,000枚を贈呈。



鹿児島県



鹿児島市



日置市



いちき串木野市



枕崎市



指宿市



南さつま市



南九州市



阿久根市



出水市



薩摩川内市



さつま町



長島町



霧島市



伊佐市



鹿屋市



垂水市



曾於市



志布志市



大崎町



東串良町



錦江町



南大隅町



中種子町



肝付町



西之表市



屋久島町



神村学園



定規の実物写真（表）



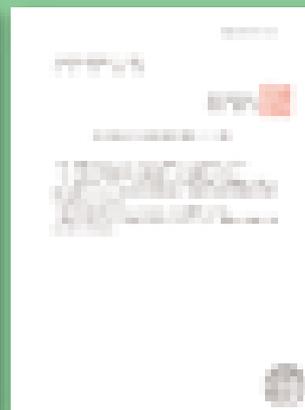
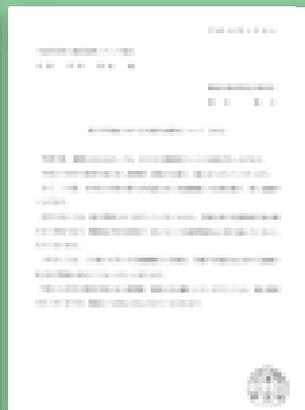
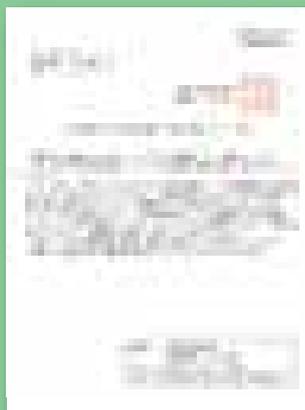
定規の実物写真（裏）

南日本新聞、南九州新聞、広報いさにも掲載されました！



～新入学児童への交通安全教材贈呈に対するお礼（ご紹介）～

県内の新入学1年生への交通安全教材の贈呈に対し、日置市教育委員会・始良市教育委員会・霧島市教育委員会・南種子町教育委員会からお礼の手紙が届きましたのでご紹介します。



会費の見直しについて

トラック協会の長期的な運営の安定化を図るため、会費の見直しを行うこととしました。会員の皆様のご理解賜りますようお願いいたします。

1 会費の見直し

会費は協会の財務基盤の基本ですが、トラック運送業界を取り巻く厳しい環境に対応した協会運営を行って行く必要があることから、変化に対応した事業活動を行うことのできるよう見直しを行うこととしました。

(1) トラック協会の財政運営の安定化を図る。

収入の70%を占める県交付金は漸減傾向であり、今後さらに厳しい財政運営が予想されています。

このため、財政運営の安定化を図るために、収入の充実を図る必要があります。

(2) 本県トラック業界の発展に必要な事業と予算の確保

本県トラック業界は、今後とも交通・労働安全に対して取り組むとともに、取引環境の改善、労働時間の短縮、人材の確保など喫緊の課題に取り組む必要があります。

特に、働き方改革などに対応しながら、トラック運送事業の役割を果たし、健全な発展を図るためには、今後一層の適正化事業の取り組みが非常に重要となります。

このため、下記の事業を的確に実施するため、会費の見直しを行うこととしました。

(3) 充実が必要な事業

① 助成事業の充実強化

交通・労働安全対策や免許取得の助成など会員への支援を強化する。
トラック業界の人材確保施策を進める。

② 支部活動支援の充実

支部活動の交通安全セミナー、労働安全セミナー、荷主懇談会、福利厚生事業等への支援の充実を図る。

③ 地方の会員事業所へのサービスの向上

協会本部主催のセミナー、講習会について地方の会員事業者の参加と利便性を確保するために、地方の開催を増やす。

④ 協会事務局体制の整備を図る。

会員事業所の社会的地位と安全性向上を一層推進するために、会員事業所への巡回指導やGマーク取得を支援する適正化事業の事務局体制を充実する。

⑤ 協会本部（研修センター）の将来の更新のための資金の確保

建築後38年経過する研修センター（鹿児島市；昭和55年建築）の経年劣化が進展していることから、協会の本部機能や研修施設としての機能充実を図るための将来の建替えに備えて収入の確保を図る。

2 会費見直しの内容

平等割及び車両割会費の変更は、次の点を考慮して行いました。

- ① 急激な増額にならないこと。
- ② 各車両割の額は、他県の額を考慮すること。
- ③ 被けん引車については、他県も別途設定していること。

3 総会の議決と請求

会費の見直しは、平成30年6月6日開催予定の定時社員総会の議決により決定した後、本年4月分からの請求となります。

会費の見直し案

1. 普通会员

(1) 貨物自動車運送事業者（軽貨物を除く）、貨物自動車利用運送事業者

(月額)

改正前		改正後		会費の増減 (円)	
区分	会費(円)	区分	会費(円)		
平等割	1,500	平等割	1,800	300	
車両割	小型車	140	小型車	180	40
	普通車 〔含 特殊車 けん引車 被けん引車〕	280	普通車 〔含 特殊車 けん引車〕	320	40
			被けん引車	200	△80

(2) 特定貨物自動車運送事業者

(月額)

改正前		改正後		会費の増減 (円)
区分	会費(円)	区分	会費(円)	
平等割	1,000	平等割	1,200	200

※車両割は(1)と同じ

※団体会員（奄美自動車連合会、霊枢自動車協会）の会費は、上記に準じて改正します。

平成30年度 第1回人財・広報特別委員会

月日 平成30年4月5日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員 8 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- 平成 30 年度事業について
 - ・人材確保セミナー
 - ・全ト協製作 CM の県ト協 HP 及び YouTube での活用
 - ・鹿児島県トラック協会ホームページの求人サイトの製作
- 高校生の就職に関する意見交換会の概要報告
- 新たな取組みについて



平成 30 年度事業について実施内容を確認し、前回行った「高校生の就職に関する意見交換会」で出された意見の概要報告をしました。

正副会長会及び部会長合同会議

月日 平成30年4月9日(月)

場所 鹿児島県トラック研修センター

正副会長 4 名、部会長 8 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・会費の見直しについて
- ・平成 30 年度部会活動支援事業について
- ・安全性評価事業 (G マーク) の取得推進について
- ・平成 30 年度助成事業について

上記事項について協議し、各部会の役員会や定例会で周知いただくよう説明を行いました。



平成30年春の全国交通安全運動取り組み報告

● 「交通安全運動実施中」横断幕各支部で掲示

● 春の全国交通安全運動出発式（鹿屋市）

日時：平成30年4月4日（水）

場所：鹿屋市



● 平成30年「春の全国交通安全運動」街頭パトロール出発式

日時：平成30年4月5日（木）

場所：警察本部南側大型駐車場



● 平成30年春の交通安全運動出発式及び横断幕贈呈式（いちき串木野市）

日時：平成30年4月6日（金）

場所：いちき串木野市役所 串木野庁舎玄関前



● 平成30年度春の全国交通安全運動・地域安全運動出発式（日置市）

日時：平成30年4月6日（金）

場所：日置市中央公民館



● 「春の全国交通安全運動」に伴うキャンペーン

日時：平成30年4月9日（月）

場所：九州縦貫自動車道上り桜島SA



● 第24回高齢者ふれあいトラック交通安全教室

日時：平成30年4月12日（木）

場所：火之上山公園（屋久島町宮之浦）



第24回高齢者ふれあいトラック交通安全教室

月日 平成30年4月12日(木)

場所 火之上山公園(屋久島町宮之浦)

■目的

鹿児島県内では、毎年、交通死亡事故死者数の半数以上を65歳以上の高齢者が占めていることから、高齢者の交通事故防止を図ること

■参加者

64名

■トラック交通安全教室内容

○開会式

- ・県ト協中島副会長あいさつ
- ・屋久島警察署長あいさつ

○実技(JAF)

- ・大型トラックの視界等について

○参加者の感想発表

- ・高齢者代表1名

○交通安全グッズの贈呈

(県ト協芳田労働・安全・環境対策委員長から高齢者代表へ)

○講評

- ・屋久島警察交通課長

○閉会のことば

- ・芳田労働・安全・環境対策委員長



平成30年度安全性評価事業(Gマーク)事前説明会

鹿児島地区(鹿児島県トラック研修センター)

月日 平成30年4月17日(火) 出席者 39社 48名
 講師 (公社)全日本トラック協会 適正化事業部 柳川課長
 適正化事業部 大里課長代理

大隅地区(大隅地区研修センター)

月日 平成30年4月23日(月) 出席者 26社 26名

北薩地区(北薩地区研修センター)

月日 平成30年4月26日(木) 出席者 10社 15名

■内容

安全性評価事業の申請方法・評価項目・各項目の判断基準等について

■Gマーク申請受付期間

平成30年7月2日(月)～13日(金)(土・日曜日は除く)
 受付期間終了日を含む最後の3日間は、特に受付が集中し混雑等が予想されますので、可能な限り早めの申請をお願いします。

■受講者の声

- ・わかりやすい内容でした。
- ・毎年の活動に活かす。
- ・申請期間の少し前の期間等に説明会を実施できたら助かります。



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』の一部改正について」の通達が発出されました。

1. 改正内容

本通達において、過労運転の防止策については自動車運送事業主や事業者役員等が運転者を兼ねる場合にも適用されること、また、IT 点呼を行える対象として「車庫と車庫間」を加える等の改正内容が示されています。

2. 施行

平成 30 年 3 月 30 日（金）

詳しい内容については、[全日本トラック協会及び鹿児島県トラック協会ホームページ](#)をご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（国土交通省）

◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（2018/04/06）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

検索



※ H30.6.22（鹿児島地区）、H30.6.27（大隅地区）開催の交通労働災害防止担当管理者等研修会（P60 参照）において上記の内容等説明予定ですのでぜひご参加ください。

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準改正について

過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げ等に関し、国土交通省自動車局長より【「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について】通達が発出されました。施行は平成30年7月1日を予定しています。

※ H30.6.22（鹿児島地区）、H30.6.27（大隅地区）開催の交通労働災害防止担当管理者等研修会（P60 参照）において上記の内容等説明予定ですのでぜひご参加ください。



平成30年3月30日
自動車局安全政策課

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します

～ 7月から過労防止関連の処分を厳しくします ～

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

（主な内容）

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げます。
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

1. 行政処分の強化

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取る施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。

（平成30年7月1日施行予定）【別紙参照】

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。

（平成30年10月1日開始予定）

【問い合わせ先】

1. に関すること

自動車局安全政策課 勝亦、菊池、澤田

代表：03-5253-8111 内線 41632,41633

直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638

2. に関すること

自動車局貨物課 岡田、澤

代表：03-5253-8111 内線 41334

直通：03-5253-8576 FAX：03-5253-1638

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現行》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・未遵守5件以下 警告
- ・未遵守6件以上15件以下 10日車
- ・未遵守16件以上 20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・把握不適切50%未満 警告
- ・把握不適切50%以上 10日車

▷ 社会保険等未加入

(事業法第25条)(運送法第30条)

- ・一部未加入 10日車
- ・全部未加入 20日車

《改正》 初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

- ・月の拘束時間(トラック)
>293時間以内(労使協定320時間)
- ・休日労働
>2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 警告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ 社会保険等未加入

- ・未加入 1名 警告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

- ・健康保険
- ・厚生年金保険
- ・労働者災害補償保険
- ・雇用保険

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

処分量定の引き上げ(トラック)

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両×75日
10両の場合は、車両停止 2両×75日
100両の場合は、車両停止 7両×18日, 1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)

(例)配置車両数 10両 処分150日車
2両×75日 5両×30日



【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

適正化事業指導員が行った巡回指導結果につきましては、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関から運輸支局に対し報告をおこなっていましたが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めたことを国土交通省より通知がありましたのでお知らせいたします。

記

報告対象営業所

1. 悪質性の高い行為の見られた営業所

速やかに地方実施機関より運輸支局等に報告すべき事案

(1) 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

- ① 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所
- ② 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所

- ① 運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所
- ② 整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所
※運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、選任届出の手続きが行われていない場合には速報事案に該当。

(3) 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所

- ① 定期点検に係る点検整備記録簿が全く保存されていない営業所
- ② 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所
※定期点検は「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。

2. 巡回指導結果が「大変悪い」と評価されたなどの営業所

地方実施機関と運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告する事案

- (1) 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの
 - ① 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
 - ② 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもの
- (2) 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所
- (3) 運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所
- (4) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

3. その他悪質性の高い法令違反が疑われるなどの営業所

地方実施機関と運輸支局等において定期的を開催する会議において個別に相談すべき事案

- (1) 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- (2) 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所
- (3) 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- (4) その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

附則（平成30年3月30日 国自貨第185号の2 一部改正）

2(1)②の規定については、平成30年10月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

【お問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課
TEL:099-210-9498

トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について

自動車運送事業に関し、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題であり、平成 29 年 8 月 28 日の「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに打ち出す施策」においても、行政処分の強化等の施策を講ずることとする旨の方針が示されたところであります。

トラック事業の継続的な安全性を確保するとともに、それに資することとなるトラックドライバーが安心して働ける環境の形成にも寄与するよう、トラック事業者の法令順守の徹底を図る必要があるところであり、そのための措置として監査の実施にあたっては、平成 30 年 10 月 1 日より下記のとおり取扱うとの通達が国土交通省よりありましたのでお知らせします。

1. 適正な事業が行われていない可能性が高い事業者（営業所）に対する監査強化

運輸支局は、地方実施機関が実施する巡回指導の総合評価が「E」となった営業所に対して、以下の手順により監査等の対応をはかることとする。

なお、巡回指導の総合評価が「D」となった営業所に対しても、可能な限り以下により監査等の対応を図ることとする。

(1) 改善期限までに改善報告がない営業所

- ① 巡回指導実施後に地方実施機関が発出する改善指導通知書に記載された改善事項について、巡回指導実施日から 3 か月後までに改善報告を行わなかった営業所に対しては、改善期限から 6 か月以内、遅れる場合でも 12 か月以内に必ず監査を実施することとする。
- ② ①の監査を実施する場合にあつては、巡回指導により「否」と判定された項目から事業者の状況に応じて重点事項を定めて調査することとする。
- ③ 地方運輸局は上記①により実施した監査に基づいて判明した違反事項について、改善期限から 24 か月以内に行行政処分を行うこととする。
- ④ ③の行政処分の後、当該行政処分に係る違反事項について改善が図られているか確認するために実施する改善確認監査において、改善が認められない事項がある場合は再度、行政処分を行うこととする。

(2) 改善期限までに報告があつたもので、未改善事項がある営業所

- ① 事業者が指摘事項について、改善期限までに改善報告を行ったものの、未改善事項がある営業所に対しては、運輸支局は地方実施機関と連携を図り、「改善促進通知書」を発出することとする。
ア 未改善事項について、3 か月以内に全て改善を図り、地方実施機関に対して、再度、改善が終了した旨の報告を行わなければならないこと。
イ 上記アの改善報告が行われず、また、改善が見込まれない場合には運輸支局が監査を実施することとなること。
- ② 運輸支局は上記①の再度の改善指導に対する改善報告が行われないなどの場合、原則として改善期限から 6 か月以内、遅くとも 9 か月以内に監査を実施することとする。
- ③ 以降の実施方法については（1）②から④までに準ずるものとする。

2. 新規参入事業者に関する措置

新規に事業許可を取得した事業所については、運輸支局は、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する営業所に対して、前記 1. の手順に沿って監査を実施するものとする。

- (1) 地方実施機関の新規巡回指導の総合評価が「D」
- (2) 当該新規巡回指導の次に実施される巡回指導の総合評価が「D」

3. 特定の違反行為が疑われる事業者（営業所）に対する監査強化

総合評価「E」以外の営業所に対しても、当該巡回指導において「適正な定期点検・整備の実施、記録の保存」、「健康診断の実施、適正な記録・保存」、「労災保険・雇用保険への加入」及び「健康保険・厚生年金保険への加入」の 4 項目すべてが「否」と判定され、かつ、前回の巡回指導においてもすべてが「否」と判定された営業所に対して前記 1. の手順に沿って監査を実施することとする。

平成30年度第1回自動車運送事業者 自動車無事故表彰のご案内

九州運輸局では、九州運輸局の管轄する自動車運送事業者の自動車無事故を達成させることにより、その保安の確立を期することを目的に標記表彰を行っています。

下記基準に適合される事業所は、必要書類を作成の上、**5月14日（月）**までに県ト協までご提出ください。

1. 表彰基準

表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

*自動車事故とは、自動車事故報告規則第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

2. 表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
7両以下	5年
8両～10両	4年
11両～20両	3年
21両～40両	2年
41両～80両	1年6ヶ月
81両～160両	1年
161両～300両	9ヶ月
301両～600両	6ヶ月
601両～2,000両	3ヶ月
2,001両以上	2ヶ月

3. 表彰所定期間の始期

- (1) 営業開始の日
- (2) 自動車事故を起こした場合は、その事故発生日の翌日
- (3) 表彰を受けた場合は、その表彰期間終了日の翌日
- (4) 表彰を取り消された場合は、その取り消しの日から1年後の日
- (5) 隠蔽された欠格事項が発見された場合は、その事実が運輸局長によって確認された日から1年後の日
- (6) 関係法令違反に伴い行政処分を受けた場合は、その処分の日の翌日。ただし、事業の停止又は事業用自動車の使用停止の行政処分を受けた場合は、その停止期間の終了日の翌日

*表彰に際しては

- (1) 別添報告書様式を「A判」サイズで報告する。
- (2) 様式は別添様式「様式1:自動車無事故報告書」「様式2:最近における運輸業務等の実績」「様式3:重大事故、軽微事故調査」「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」の他、運輸局が求める関係書類を**3部**ご提出ください。

※ 上記書類は鹿児島県トラック協会ホームページの「お知らせ」又は会員ネットワークよりダウンロードいただくか、電話にてお問合せください。

【お問合せ及び提出先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課 TEL:099-261-1167

平成30年度運行管理者等基礎講習のご案内

平成30年度運行管理者等基礎講習が下記のとおり追加開催されます。

※運行管理者試験を受験する方は、本講習の申込とは別に（公財）運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要になります。

平成27年度より、基礎講習修了証に「旅客」、「貨物」を明示するようになりましたので、予約の際は、ご希望の業種に間違いのないよう確認するようお願いいたします。運行管理者試験の受験資格においても、旅客・貨物の試験区分に応じた基礎講習を修了した方と改訂されておりますのでご注意ください。

実施機関：自動車事故対策機構

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地
7月9日(月)～7月11日(水)	鹿児島県市町村自治会館4階大ホール	鹿児島市鴨池新町7-4

講習時間

1日目 9:50～17:00	2日目 10:00～17:00	3日目 10:00～16:00
----------------	-----------------	-----------------

※受付時間（初日）午前9時から9時40分まで

（注）講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法（申込みは平成30年4月10日（火）から開始）

(1) インターネット予約

NASVA ホームページ「<http://www.nasva.go.jp/>」から「講習の予約はこちらから」へお進みください。申込み後は、必ず「講習予約確認書」を印刷し、講習初日の受付時に提出してください。

(2) インターネット以外の手続き（申込みは平成30年5月1日（火）から定員に達するまで）
鹿児島支所までご連絡（099-225-0782）ください。「基礎講習受講予約申込書」をFAXします。

必要事項を記入し、郵送（切手を添付した返信用封筒を添えて）にてお申込みください。後日「講習予約確認書」が返送されてきますので、講習初日の受付時に提出してください。

なお、システムの仕様により、インターネット予約優先となりますので、ご了承ください。

注：申込は先着順で受け付けており、定員になり次第、申込みをお断りさせていただきますので、予めご了承ください。締め切り：平成30年7月6日（金）

3. 携行品

- (1) 「講習予約確認書」
- (2) 受講料 8,700 円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
- (3) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
- (4) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方）
- (5) 筆記用具等

4. 講習修了証書等の交付

3日間の基礎講習を全て受講し、試問の結果が一定基準に達した方に、運行管理者等指導講習手帳（講習修了の証明）と、修了証書を交付します。

5. その他

- (1) 駐車場に限りがございます。なるべく、公共交通機関をご利用いただくか、お乗り合わせの上お越しください。

実施機関：みゆき学園

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地	定員
6月4日(月)～6日(水)	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
6月20日(水)～22日(金)	鹿ト協大隅地区研修センター	曾於郡大崎町永吉 5080	40名
7月10日(火)～12日(木)	ナカムラ自動車学校	都城市五十町 4540-3	90名
11月12日(月)～14日(水)	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
1月16日(水)～18日(金)	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名

講習時間

1日目 10:00～17:00	2日目 10:00～15:00(旅客) 13:00～17:00(貨物)	3日目 10:00～17:00
-----------------	-------------------------------------	-----------------

※受付時間 (初日) 午前9時30分～

(注) 講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

(注) 大隅地区研修センター開催分は、鹿児島県トラック協会会員のみ受講対象になります

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ[<http://www.keiyu-ds.co.jp/>]から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAX または郵送で(株)みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押し FAX で返信します。講習実施日の1週間前までに必着をお願いします。

3. 携行品

- (1) 本人確認書類 (運転免許証等)
- (2) 受講料 8,700 円 (税込) (※初日の受付時に現金で徴収します。)
- (3) 写真1枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm (既に手帳の交付を受けている方は必要ありません)
- (4) 運行管理者等指導講習手帳 (既に手帳の交付を受けている方)
- (5) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

- (1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しくください。遅刻された場合、受講が出来ませんのであらかじめご了承ください。
- (2) お申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。
- (3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗合せてお越しくください。
- (4) 全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証交付します。一部欠席等がありますと修了証の発行はできず、料金の返金もできませんのであらかじめご了承ください。

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鹿児島支所
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-401公社ビル420号
TEL : 099-225-0782 FAX : 099-225-0783

株式会社 みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL : 0986-38-1001 FAX : 0986-38-0908

平成30年度運行管理者等一般講習のご案内

※講習の対象者

- (1) 運行管理者に選任されている方のうち、平成 29 年度に受講していない運行管理者の方
- (2) 初めて選任届出をした運行管理者の方
- (3) 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に掲げる事故）を起こした営業所又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者の方
- (4) 運行管理者の補助者及びその他受講を希望される方

実施機関：自動車事故対策機構

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	申込受付日
7月27日(金)	貨物	奄美観光ホテル	名瀬市港町 2-10	インターネット：6月1日 郵送：6月1日
9月12日(水)	貨物	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町 11103 番地	インターネット：6月1日 郵送：8月1日
9月27日(木)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：6月1日 郵送：8月15日
10月17日(水)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：7月2日 郵送：9月1日
10月19日(金)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：7月2日 郵送：9月1日

※平成 27 年 1 月より「貨物」、「旅客」のいずれの講習を受講したか、講習手帳への区分を示すこととなりました。つきましては、「貨物」の方は必ず上記日程で受講されますようお願いいたします。

【受付時間】奄美・鹿屋地区 8:30～9:20 鹿児島地区 9:00～9:40

【講習時間】奄美・鹿屋地区 9:20～15:30 鹿児島地区 9:50～16:00

2. 申込み方法（インターネットによる予約が必要です。）

- ・インターネットの予約申込を優先します。
- ・インターネット環境のない方は、自動車事故対策機構鹿児島支所までご連絡ください。申込書を送付しますので、必要事項ご記入の上、受付期間内に郵送（返信用封筒を添えて）にてお申込みください。

【ナスバのホームページアドレス [\[http://www.nasva.go.jp\]](http://www.nasva.go.jp)】

※先着順に受付しますので、お早めにお申込みください。

※締め切りは開催日の 1 週間前です。

3. 講習の手数料

1 名 3,100 円（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 予約確認書（ネット予約の方）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真 1 枚 無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm × 横 2.4cm）

実施機関：みゆき学園

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	定員
6月18日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
7月1日(日)	全業態	ナカムラ自動車学校	都城市五十町 4540-3	90名
7月7日(土)	全業態	鹿ト協大隅地区研修センター	曾於郡大崎町永吉 5080	40名
7月18日(水)	全業態	始良市文化会館	始良市加治木町木田 5348-185	48名
10月9日(火)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
10月22日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
11月5日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
11月18日(日)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名

※大隅地区研修センター開催分は、鹿児島県トラック協会会員のみ受講対象になります。

※全業態とは、旅客（バス・タクシー）、貨物（トラック）のことです。

【受付時間】 9:00～ 【講習時間】 10:00～16:00

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「<http://www.keiyu-ds.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAXまたは郵送で株式会社みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳
(手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm)
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鹿児島支所
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-401公社ビル420号
TEL：099-225-0782 FAX：099-225-0783

株式会社 みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL：0986-38-1001 FAX：0986-38-0908

平成29年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業のご案内

本事業は、中小企業・小規模事業者等がITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助することで、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を図ることを目的としています。

会員の皆様は、本事業を活用するようよろしくお願いいたします。



IT導入補助金

平成29年度補正
サービス等生産性向上IT導入支援事業

ITツールを導入して
業務効率化・売上アップを
目指しましょう!

中小企業・小規模事業者の
みなさまが活用できる補助金です。

自社の課題・ニーズに合わせて

様々な業種・組織形態の方にご活用いただけます!

飲食サービス業

【顧客管理システムを導入】

顧客の好みやアレルギー等をITツールで記録。きめ細かいサービスを提供しリピーターを獲得!

卸売業・小売業

【在庫管理システムを導入】

商品の在庫管理を一括データ化! 業務効率の改善を後押しし、他店舗との連携も迅速に。

保育・介護事業

【コミュニケーションツールを導入】

帳票・書類作成をIT化。書類作成・提出までの時間が短縮。早番・遅番職員の情報共有も円滑に!

運送業

【車両管理システムを導入】

効率的な配車を組むことにより、従業員1人あたりの勤務時間短縮を実現!

宿泊業

【予約管理システムを導入】

予約状況をデータで一元管理。新規のお客さまの獲得や予約率向上を実現。

一次公募

交付申請期間：2018年4月20日(金)～6月4日(月)まで
【二次公募は6月中旬、三次公募は8月中旬に交付申請開始の予定です】

詳しくは
裏面へ▶

IT導入補助金のうれしい3つポイント



1

**多彩なITツールの
中から自社のニーズに
合わせてツールを選べる**

多数のIT導入支援事業者*によって、みなさまの**様々な課題・ニーズに対応したITツールが登録**されています。

ITツールとは、ソフトウェア・サービス等のことです。

2

**IT導入支援事業者が
申請をサポート**

IT導入支援事業者が、補助金の交付申請や実績報告などの**申請・手続きをサポート**。必要な情報を取りまとめてくれるので、**初めて補助金を申請する方も、安心**です。

3

**ホームページには
業務効率化・売上アップに
向けた情報が満載!**

いくつかの質問に答えるだけで自社の経営状態を診断できるオンラインツールや、ITツールの導入で生産性を向上させた事業者の取り組み事例など、**経営改善のヒントが満載**です。

※IT導入支援事業者とは、本補助金で中小企業・小規模事業者のみなさまにITツールを提供するために、事務局へ登録及び認定を受けたITベンダー・サービス事業者です。IT導入支援事業者の役割や要件など詳細についてはホームページをご確認ください。

IT導入補助金について

●補助対象経費

ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等
本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。

●補助金の上限額・下限額・補助率

上限額	50万円
下限額	15万円
補助率	1/2以下

●注意事項

交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。



ホームページ

本補助金の詳細についてはホームページをご確認ください。

導入可能なITツールやIT導入支援事業者に関する情報も順次ご確認いただけます。



IT導入補助金

検索



<https://www.it-hojo.jp/>

Facebookページでも最新情報をお知らせしています!



@it.hojokin

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター



0570-000-429

(通話料がかかります)

IP電話等からの
お問い合わせ先

042-303-1441

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝日除く)

※電話番号はお間違いないようお願いいたします。

平成31年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税率が10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が導入されることとなりますので、お知らせします。

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者
飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方
課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈平成29年12月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
様○○御中		△△商事様
11月分 131,200円 (税込み)		平成XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック



第13次労働災害防止計画のお知らせ

これまでの労働災害防止計画により、労働現場における安全衛生の水準は大きく改善してきていますが、今なお年間 1,000 人近くの方が労働災害で亡くなっている現実があり、過労死や職場におけるメンタルヘルス不調も社会問題となっています。また、化学物質による健康障害の防止や、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への取組など、多くの課題が残っています。

このような状況を踏まえ、第 13 次労働災害防止計画は、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。

詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

※ H30.6.22（鹿児島地区）、H30.6.27（大隅地区）開催の交通労働災害防止担当管理者等研修会（P60 参照）において上記の内容等説明予定ですのでぜひご参加ください。

◆厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 第 13 次労働災害防止計画について

「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施

職場における熱中症予防対策として、毎年重点事項を示し、その予防対策に取り組んできましたが、平成 29 年の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況と比較して 4 人増加する結果となりました。

死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要領に基づき、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、重点的に取り組むこととしています。より一層の熱中症予防対策をお願いします。

実施要領は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆厚生労働省ホームページ

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2018 年 2 月 > 平成 30 年度「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

トラック運送事業における退職自衛官再就職のお知らせ

退職自衛官の再就職については、各企業から自衛隊地方協力本部等や（一財）自衛隊援護協会に対して個別に求人を行う仕組みが設けられています。

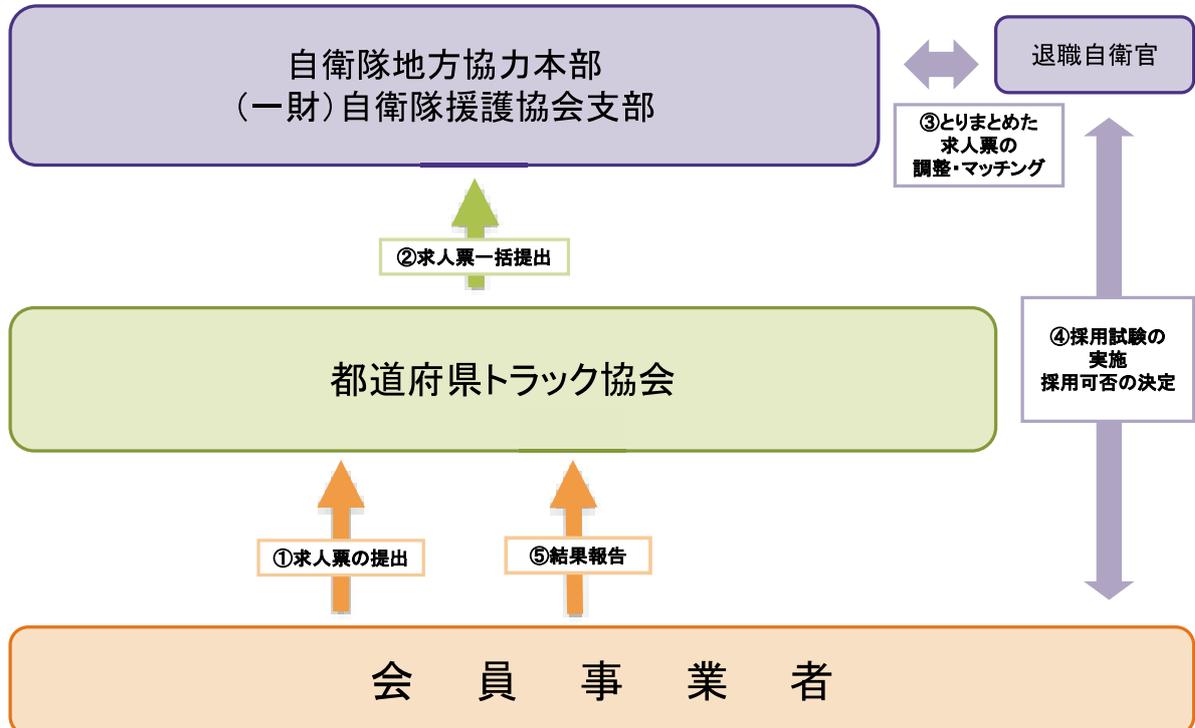
これに加えて、トラック協会が傘下会員事業者の求人票をとりまとめ、一括して各都道府県の自衛隊地方協力本部等へ提出する仕組みが設けられました。トラック運送業界における人材確保に向けた1つのツールとして是非ご活用ください。

※求人票は、（一財）自衛隊援護協会の様式をご使用ください。（一財）自衛隊援護協会ホームページよりダウンロードできます。詳細は、下記の全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 人材の確保・育成 > トラック運送事業における退職自衛官の再就職について（2017/03/24）

退職自衛官の採用求人スキーム



【お問合せ】

公益社団法人全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL:03-3354-1056
公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課 TEL:099-261-1167

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い

環境省よりコンテナへのヒアリの侵入防止等について協力依頼がありましたので、お知らせします。

コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法について

- ・本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの点検を行う際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。
- ・ヒアリの点検は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

ヒアリの特徴

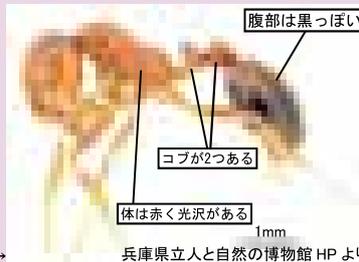
【体の色】

- ・全体に赤っぽい
- ・腹部（おしり）のみが黒っぽい
- ・体の表面に光沢がある
- ・コブ（腹柄節）が2つある

【体の大きさ】

- ・2.5～6.0mm 前後（参考：一円玉の直径は20mm）
- ・色々な大きさのアリが混じっている

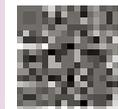
顕微鏡でみたヒアリの側面→



兵庫県立人と自然の博物館 HP より

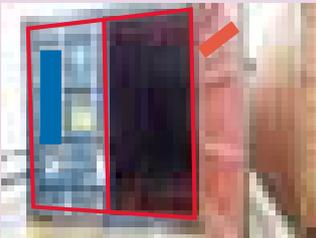


より詳しいヒアリの見分け方については、右のQRコードより、環境省の「ヒアリ同定マニュアル」を参考して下さい。



テバンニング作業時のチェック箇所

◎：重点的にチェックする箇所 ○：開封前にチェックすることが望ましい箇所（コンテナ内でヒアリが発見された場合は確認）



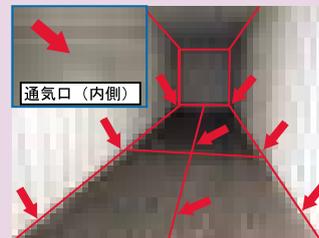
◎ 扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが入りしていないか？



◎ 積荷周り

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリが入っていないか？
- ・梱包材（ダンボール、木枠等）にアリが付着していないか？



◎床板・内壁・天井・通気口（内）

- ・床上にアリが入っていないか？→特に傷んだ床板の隙間、四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリが入っていないか？
- ・通気口の穴（矢印部）からアリが入りしていないか？



○ 通気口（外）

- ・通気口の穴（矢印部）からアリが入りしていないか？



○ コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（矢印部）の内部にアリが隠れていないか？

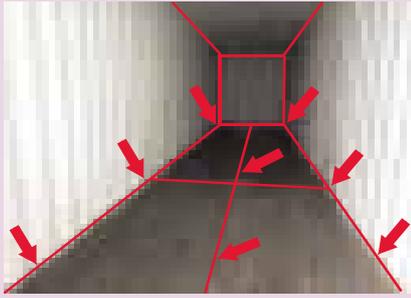


○ 外壁・フレーム

- ・外壁、柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？

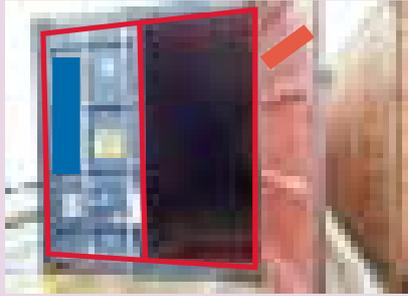
※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

空テナメンテナンス時のチェック箇所



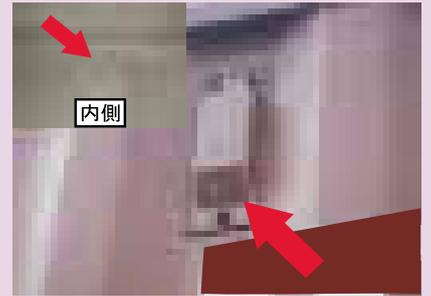
床板・内壁・天井

- ・床上にアリがいないか？→特に**傷んだ床板の隙間**、四隅や壁際のエッジ部分（**矢印部・赤線部**）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？



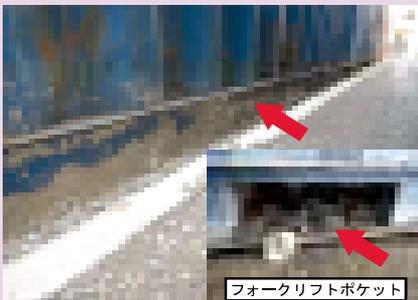
扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（**赤線部**）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



通気口

- ・通気口の穴からアリが出入りしていないか（**矢印部**）？内側と外側の両方をチェック。



外壁・屋根・フレーム

- ・柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（**矢印部**）？
- ・外壁・屋根をアリが歩いているか？



コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（**矢印部**）の内部にアリが隠れているか？



補足：コンテナの補修について

- ・ヒアリの侵入を防止するため、パネルの亀裂、床板の腐食等があるコンテナは補修することが望ましい。

※ヒアリは腐食した床板の中に潜んでいることがあります。

※ゲートチェックを行う作業員の方も、作業に差し支えない範囲で上記箇所の確認をお願いします。

コンテナ内の点検時に注意すること



点検作業イメージ

- ・コンテナ内の点検をする時は、ライト等で照らしながらかこなう。
- ・空テナ点検時は、木槌で床の四隅をたたき、床板を踏みならす等の振動を与えて、床板の隙間に潜むアリが出てこないかチェック。

※出てきたヒアリには十分注意して下さい！

テバン後・メンテナンス時にコンテナ内を清掃する方へ



参考：コンテナ床上で発見されたヒアリの死骸

- ・掃き掃除や水洗いの衝撃でヒアリが床板の隙間等から出てきていないかチェック。
- ・掃き集めたゴミの中にヒアリが混入していないかチェック（死骸でも報告する）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないで下さい！

屋外のテナでヒアリを発見した場合

ヒアリが地面へ逃げ出していないか？



- ・テナの揚げ降ろしで舗装に発生した亀裂や窪みの中、アスファルト片、土砂の下は念入りにチェック。

※手袋を着用し、スコップ等を使用して下さい！

※点検に際しては、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

平成 30 年 4 月 発行：国土交通省

「過労死等防止計画」のお知らせ

平成 28 年 10 月に公表された厚生労働省の「過労死等防止対策白書」で道路貨物運送業が過労死の最も多い業種と指摘され、全ト協では専門のワーキンググループを発足し、長時間労働対策、健康管理対策、過重労働対策等について協議されてきました。

この度、「過労死等防止計画」が策定されましたので、お知らせします。

◆全体の目標

5 年間（2018 年度～ 2022 年度）で脳・心臓疾患による過労死等の発症を 20%削減する。

◆対策

道路貨物運送業における過労死等（脳・心臓疾患）の削減を達成するために、以下の 8 項目の対策を示す。

対策 1

時間外労働（残業）時間を段階的に削減する。

対策 2

所定の休日を配置し、計画的に運用する。

対策 3

睡眠時間の確保と規則的な運行。

対策 4

点呼におけるドライバーの疲労・健康管理の強化。

対策 5

定期健康診断（法定）の完全実施とフォローアップ。

対策 6

「死の三重奏、四重奏」※を持つハイリスクドライバーへの保健指導及び生活習慣の改善支援。

※ 健診項目のうち、高血圧、肥満、糖尿、脂質異常の 3 または 4 項目の基準値を超えるものを指す。過労死等（脳・心臓疾患）発症のリスクが非常に高くなる。

対策 7

労務・運行管理や疲労・健康管理の継続的な取り組みの仕組みづくり。

対策 8

過労死等と健康起因事故の両面から防止対策を推進する。

紙面の都合上、抜粋しています。

各項目の詳細については、鹿児島県トラック協会ホームページでご確認ください。

COOL CHOICEへの賛同のお願い

平成 28 年 11 月 8 日に締結したパリ協定では、日本は 2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標を掲げています。この目標達成のために、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルなど、地球温暖化対策のためのあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」が推進されています。目標達成のために、より一層のご協力をお願いします。

COOL CHOICE へ賛同される方は、COOL CHOICE ホームページからお願いします。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 環境対策 > 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」推進へのご協力について (2016/07/08)

平成30年度第1四半期における セーフティネット保証5号再指定のお知らせ

経済産業省・中小企業庁より、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援対策であるセーフティネット保証5号の対象業種について、トラック運送業（一般・特積・特定）が引続き「業種の悪化している業種」として再指定されました。

保証制度の概要は、経済産業省（中小企業庁）のホームページをご覧ください。鹿児島県トラック協会及び全日本トラック協会ホームページ（経営改善対策）からもリンクしています。

なお、鹿児島県トラック協会では、「信用保証料の助成」を行っています。

【1 事業者あたり、保証料 1/2 助成（上限 10 万円）】ご利用される場合は、下記へお問合せください。

◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 30 年度第 1 四半期におけるセーフティネット保証 5 号の業種指定について (2018/03/30)

【お問合せ先】

- ・鹿児島県信用保証協会 TEL:099-223-0273
- ・各金融機関
- ・鹿児島県トラック協会 経理課 TEL:099-261-1167

高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の 処分期間内の早期処理のお願い

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、JESCO 北九州事業所において処理が行われているところですが、「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）において、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定しており、本県の PCB を使用した安定器は平成 32 年度末と、当該期限は限られています。

処分期間を経過して高濃度 PCB 廃棄物を保管している場合、行政による改善命令、罰則等の対象となることから、お手元の高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について、処分期間内に確実に処分委託を行う必要があります。

趣旨についてご理解いただき、高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理にご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されてきました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途	製品例・使用場所	
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター	
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤	
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性・塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料	
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤	

PCBの 性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。
また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

PCBの 毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

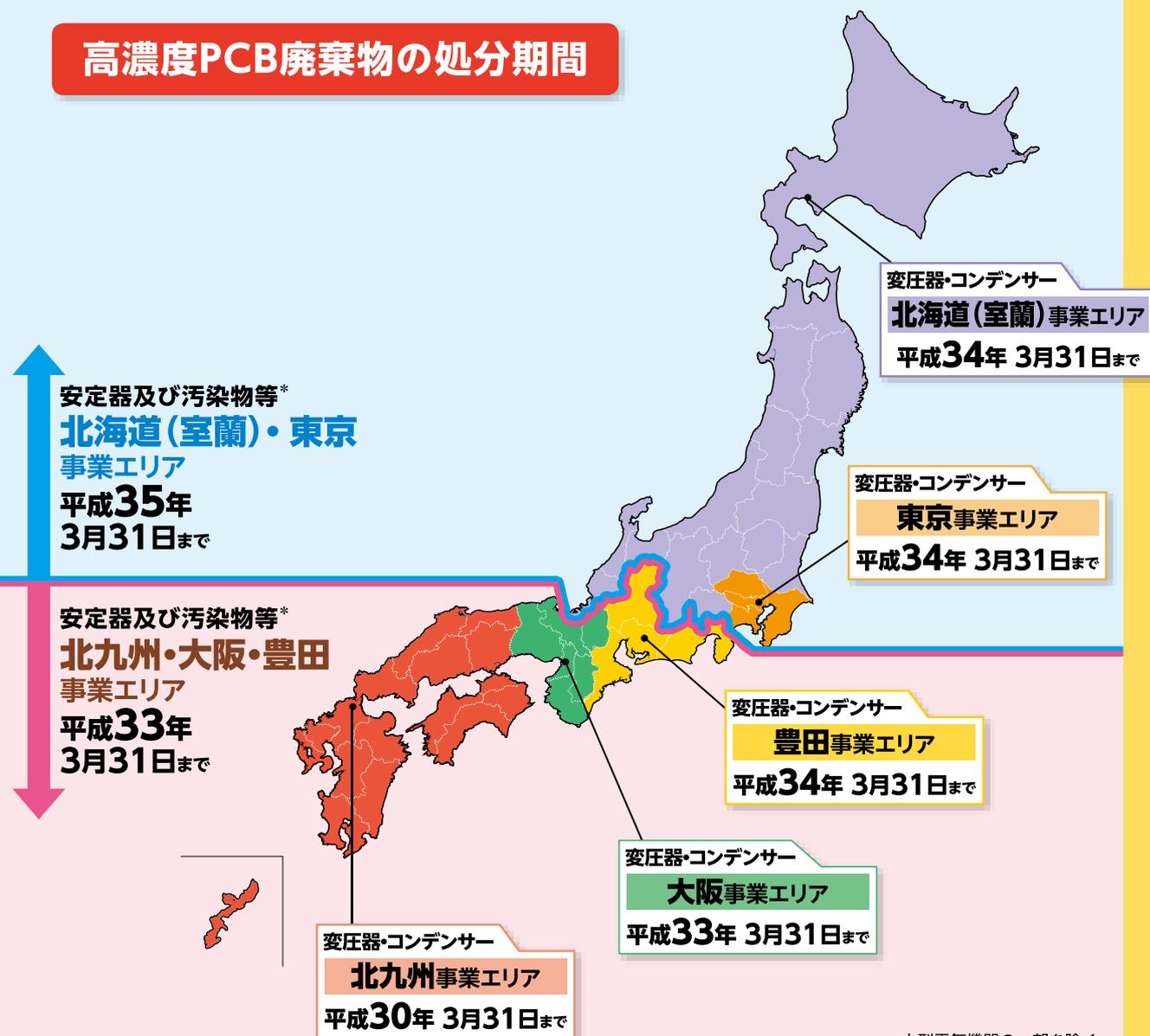
PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB 廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2017年 3月版

高濃度PCB廃棄物の処分期間



低濃度PCB廃棄物の処分期間 平成**39**年 3月31日まで



平成30年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の開催のご案内

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会より、平成30年度の標記講習会開催について、下記のとおり案内がありました。

産業廃棄物の収集・運搬許可を新たに受けようと計画されている方、継続して業の更新許可を受けようとされる方は、一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会（TEL 099-222-0230）までお問合せください。

なお、新規講習会の「特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程」及び「特別管理産業廃棄物の処分課程」は、平成30年度は鹿児島県内での開催はありません。

記

(1) 新規講習会（産業廃棄物の収集・運搬課程）

期 日 平成30年7月11日～7月12日
会 場 鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市）
定 員 150名

(2) 新規講習会（産業廃棄物の処分過程）

①処分過程のみ受講
期日 平成30年12月3日～12月5日
②処分過程に収集・運搬過程を追加して受講
期日 平成30年12月3日～12月6日
場 所（上記①及び②共通） 鹿児島サンロイヤルホテル
定員（上記①及び②合わせて） 100名

(3) 更新講習会（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程）

期 日 平成30年8月24日
会 場 鹿児島サンロイヤルホテル
定 員 150名
期 日 平成30年12月7日
会 場 鹿児島サンロイヤルホテル
定 員 150名

(4) 更新講習会（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬過程）

① 処分課程のみ受講
期 日 平成30年8月22日～8月23日
② 処分課程に収集・運搬課程を追加して受講
期 日 平成30年8月22日～8月23日
場 所（上記①及び②共通） 鹿児島サンロイヤルホテル
定 員（上記①及び②合わせて） 100名

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

期 日 平成30年7月13日
会 場 鹿児島サンロイヤルホテル
定 員 150名

【お問合せ】

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会
鹿児島市錦江町11-40
TEL:099-222-0230

※各講習会の「受講の手引き」につきましては、一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会、鹿児島県産業廃棄物・リサイクル対策課、鹿児島市廃棄物指導課、鹿児島県の各地域振興局、支庁にあります。

関係法令等の改正や労務問題等への対応等について相談をできるよう、社会保険労務士の労務相談を実施します。

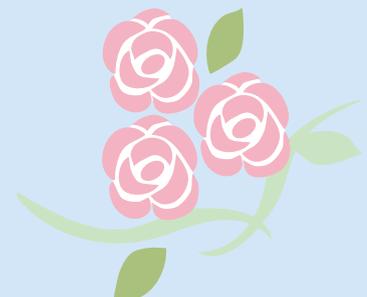
会員の皆様の利便性を考慮し、電話、FAX 及びメールまたは社会保険労務士事務所への訪問による相談が可能です。

労務相談を希望される会員様は、直接下記の電話または FAX 及びメールにてご連絡をお願いいたします。なお、労務相談について、無料※1です。

注 1：相談内容等によって、別途費用が必要となる場合については、事前協議します。

記

1. 期 間 平成 30 年 4 月 1 日（日）～平成 31 年 3 月 31 日（日）
※ただし、日・祝日等委託先の休みの日を除く。
2. 時 間 8 時 30 分～ 17 時 30 分（労務相談）
3. 委 託 先 株式会社労務管理
（鹿児島市下荒田 1-41-8 ユーミーリンクビル 4F）
4. 電話番号・FAX・メールアドレス
電話番号 099-253-5190 FAX 099-253-5103
メールアドレス soumusouken@po2.synapse.ne.jp
5. 相談担当者 石走啓一社会保険労務士
他、株式会社労務管理に在籍する社会保険労務士



平成30年度助成事業のご案内

平成30年度の助成事業は、下記のとおりです。
 会員の皆様は、是非ご活用ください。★印は、今年度新規に追加したものです。
 詳細は、鹿児島県トラック協会ホームページの「助成事業に関する規程」を確認されるか、労働・環境課又は経理課へお問合せください。

平成30年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目	助成額 (単位:千円)	予算額 (単位:千円)	備 考		
労働・安全対策事業	安全装置等導入促進助成金	全ト協助成対象機器	20,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> 1事業者10台まで 側方視野確認支援装置 (車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。) 後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 4万円 	
		★ 上記以外の対象機器 (後方視野確認・側方視野確認支援装置)	3,000	200	<ul style="list-style-type: none"> 1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (上限3千円) 1事業者10台まで 	
	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	全ト協助成対象(型式)機器 (*回の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。)	100,000	1,500	<ul style="list-style-type: none"> 中型車のみ対象 1事業者3台まで (*総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラック) 1台あたり装置取得価格の1/2 (上限10万円) *中小企業事業者に限る。(資本金3億円以下、常時使用する従業員の数300人以下) 	
	ドライブレコーダ機器導入促進助成金	全ト協対象機器・運行管理連携型	20,000	4,200	<ul style="list-style-type: none"> 登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台まで 	
		全ト協選定機器・標準型・簡易型	3,000	400	<ul style="list-style-type: none"> 1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (標準・簡易型 上限3千円・以外の機器 上限2千円) 登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台まで 	
		★ 上記以外の機器	2,000	200		
	アルコール検知器増強導入促進助成金		20,000	300	<ul style="list-style-type: none"> 購入またはリース費用の1/2 1事業者上限2万円 	
	適性診断機器導入助成金		50,000	50	<ul style="list-style-type: none"> 導入費用(税抜)の1/2 1事業者1セットまで・上限5万円 	
	コポレーションシート導入助成金		30,000	200	<ul style="list-style-type: none"> 導入費用の1/2 (税抜)(※ダンプのみ) 1事業者上限3万円 	
	貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金	安全運転研修等	(特別研修) 全ト協指定研修施設のみ (安全運転C・ONGA等)	各研修機関の受講料参照	1,500	<ul style="list-style-type: none"> 受講料の7割助成 (残り3割及び交通費等は、各社負担) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成 (交通費等各社負担)
			ONGA (1泊2日)	24,000	120	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(4万8千円)の一部助成(2万4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、3万4千円助成 (交通費等は、各社負担)
			県ト協(指定) みゆき学園 1日研修	22,000	2,000	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(32,400円)の一部助成(2万2千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成 (交通費等は、各社負担)
		★ 県ト協(指定) マジオDS みゆき学園 半日研修	10,000	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(15,120円)の一部助成(1万円) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成 (交通費等は、各社負担) 		
		初任運転者等研修	県ト協(指定) マジオDS みゆき学園	4,000	600	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(9,450円)の一部助成(4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、6千円助成 (交通費等は、各社負担)
		一般運転者等研修	県ト協(指定) マジオDS	2,500	100	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(5,400円)の一部助成(2,500円) *ただし、Gマーク事業所は、3,500円助成 (交通費等は、各社負担)
事故・違反運転者研修		県ト協(指定) マジオDS	5,000	100	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(34,000円)の一部助成(5千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、1万円助成 (交通費等は、各社負担) 	
免許取得助成金	大型免許	100,000	7,000	<ul style="list-style-type: none"> 会員が負担した免許取得費用(税抜)の1/2 大型免許 上限10万円 大型免許(限定解除含む。) 上限5万円 けん引免許 上限5万円 中型免許(限定解除含む。) 上限5万円 準中型免許 上限5万円 準中型免許(限定解除) 上限3万円 1事業者2名まで *ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得(普通免許を併せて取得する場合は、普通免許取得の費用を除く。)については、1事業者あたりの上限は設けない。 		
	大型免許(限定解除含む。)	50,000				
	けん引	50,000				
	中型免許(限定解除含む。)	50,000				
	準中型免許	50,000				
	準中型免許(限定解除)	30,000				

平成30年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目	助成額 (単位:円)	予算額 (単位:千円)	備 考	
労働・安全対策事業	突発性運転不能障害疾患予防対策助成金 (精密検査含む) ※事前申請が必要です。 (精密除く。)	一次・二次検査	5,000	1,200	・登録台数(除く:被けん引車) 50両未満の場合 1事業者20名まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで ・登録台数(除く:被けん引車) 50両以上の場合 1事業者30名まで
		精密検査	10,000	50	・精密検査費用 上限1万円 ・1事業者2名まで
	健康診断助成金 (定期健康診断)	定期健康診断	1,500	3,000	・登録台数(除く:被けん引車) 50両未満の場合 1事業者15名(上限)まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで ・登録台数(除く:被けん引車) 50両以上の場合 1事業者上限30名まで (共通)常時選任運転者1人あたり 上限1,500円(1人につき年度1回のみ)
	【新規】 血圧計導入促進助成金 ★	全ト協助成対象機器 全自動血圧計(業務用)	50,000	1,000	・取得価格(税抜)の1/2 上限5万円 ・1事業所1台まで * 中小企業事業者に限る。 (資本金3億円以下、従業員300人以下)
	脳ドック・心臓ドック検査	脳ドック・心臓ドック検査	10,000	200	・1事業者2名まで
		てんかん検査	5,000		
	適性診断受診助成金	一般診断(2360名)	1,150	2,714	・2,300円の半額助成(1,150円) (上限:1事業者登録車両数1.2倍まで)
		初任診断(1000名)	1,150	1,150	・4,700円の一部助成(1,150円)
		適齢診断(130名)	1,150	150	・4,700円の一部助成(1,150円)
	運転経歴証明書申請助成金	運転記録証明書	630	5,300	全額助成 1事業者登録車両数1.2倍まで
	運行管理者等一般講習受診助成金	一般講習	3,100	3,100	全額助成
	セーフティー・チャレンジ 交通安全コンテスト参加助成金	参加費	1,650	660	1チームあたり参加費の一部助成(1,650円)

平成30年度【環境・エネルギー対策事業】

環境・エネルギー対策事業	環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。	天然ガス車	2トン 234,000 4トン 600,000	386	・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで 2トン 234,000円 / 4トン 600,000円 (*H29年度助成額) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
		ハイブリッド車	2トン 193,000 4トン 431,000		・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで 2トン 193,000円(*H29年度助成額) 4トン 431,000円(//) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
	EMS用機器導入促進助成金	全ト協選定機器	10,000	500	・1事業者5台まで
	アイドリングストップ支援 機器導入助成金	(全ト協助成対象機器) エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置	60,000	120	(全ト協助成対象機器) ・機器取得価格(税抜)の1/2 (上限6万円) ・1事業者1台まで
		蓄冷クーラー	20,000	200	(県ト協) ・購入費用(税抜)の1/2 (上限2万) ・1事業者2台まで
	蓄熱マット(ベット) 電気毛布	5,000	(県ト協) 購入費用(税抜)の1/2 (上限5千円) (マット・毛布を含めて枚(台)数は登録台数(除く:被けん引)の30%以内 ※ただし、1事業者10枚まで		
	エコタイヤ導入促進助成金		1,000	1,000	・1本あたり1,000円 ・1事業者50本まで
グリーン経営認証制度促進 助成金	新規認証	30,000	700	・新規認証及び更新認証あわせて1事業者の申請は、1回のみとする。	
	更新認証	20,000			

平成30年度【経営・近代化促進事業】

経営・近代化促進事業	自家用燃料供給施設 整備支援助成事業	新設	1,000,000	2,000	※公募期間あり 但し、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。 なお、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。
		増設	300,000	300	
	中小企業大学校講座受講促進 助成金	中小企業大学校の定 めた研修	-	300	短期講座:受講料の2/3 長期講座:受講料の1/3
	信用保証料助成金	信用保証協会 保証 料	-	300	1事業者保証料1/2 (上限10万)

平成 30 年度は以下の助成事業が新たに追加・変更されていますので、抜粋してお知らせします。

※**赤文字**は追加、変更箇所を示します。

助成事業	概要	
安全装置等 導入促進 助成金	(全ト協指定) 対象機器	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ※車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る ③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ④ IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (G マーク認定事業所に限る)
	(全ト協指定外) 対象機器	後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置
	(全ト協指定) 助成金額	・ 1 台につき 20,000 円 ・ 後方視野支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合 40,000 円
	(全ト協指定外) 助成金額	・ 1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 (上限 3,000 円) ・ 1 事業者 10 台まで
	昨年度からの 変更点	・ 全ト協指定機器 1 台につき 10,000 円 ⇒ 20,000 円 ・ 後方支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合 20,000 円 ⇒ 40,000 円 ・ 全ト協指定外の機器導入に対する助成を開始
ドライブレコーダ 機器導入 促進助成金	対象機器	①運行管理連携型 (全ト協指定) ②標準型 (全ト協指定) ③簡易型 (全ト協指定) ④全ト協指定外の機器
	助成金額	・ ①は 1 台につき 20,000 円、②及び③は 1 台につき 3,000 円 ・ ④は 1 台につき 2,000 円 【上限台数：①の場合】 ・ 登録台数 (除く：被けん引車) の 30% まで ・ 登録台数 (除く：被けん引車) 30 台以下の事業者は、1 事業者 10 台まで 【上限台数：②～④の場合】 ・ 登録台数 (除く：被けん引車) の 30% まで ・ 登録台数 (除く：被けん引車) 30 台以下の事業者は、1 事業者 10 台まで
	昨年度からの 変更点	・ 全ト協指定外の機器導入に対する助成を開始 ・ 上限台数の引上げ
衝突被害軽減 ブレーキ装置導入 促進助成金	対象機器	総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用トラックへ装着された衝突被害軽減ブレーキ ※新車新規登録の車両 ※国の事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。 ※中小企業事業者に限る。国の助成金との併用は妨げない。
	助成金額	・ 取得価格の 1/2 上限 100,000 円
	昨年度からの 変更点	・ 助成金額の上限 50,000 円 ⇒ 100,000 円 ・ 助成台数の上限 2 台 ⇒ 3 台

※**赤文字**は追加、変更箇所を示しています。

助成事業	概要	
安全運転 研修等	内容	ドライバー等に対する安全教育
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・全ト協指定研修 受講料の7割（ただし、Gマーク認定事業所の場合、受講料の全額） ・県ト協指定研修 （1泊2日研修）【ONGA】 受講料（48,000円）の一部助成（24,000円） Gマーク認定事業所 34,000円助成 （1日研修）【みゆき学園】 受講料（32,400円）の一部助成（22,000円） Gマーク認定事業所 全額助成 （半日研修）【マジオ・みゆき学園・空港自動車学校】 受講料（15,120円）の一部助成（10,000円） Gマーク認定事業所 全額助成
安全運転 研修等	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・全ト協指定研修施設 追加（青森県・群馬県・宮城県） ・1泊2日研修 再開（県ト協指定 ONGA） ・半日研修施設 追加（みゆき学園・空港自動車学校） ・各研修の助成額
初任運転者 等研修	内容	初任運転者等に対する教育研修
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 受講料（9,450円）のうち一部助成（4,000円） Gマーク認定事業所 6,000円助成
	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ONGA 初任運転者教育研修（指導監督者） 廃止 ・Gマーク認定事業所に対するインセンティブ付与
一般運転者 等研修	内容	一般運転者等に対する指導指針に基づく教育研修
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 受講料（5,400円）のうち一部助成（2,500円） Gマーク認定事業所 3,500円助成
	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認定事業所に対するインセンティブ付与
事故・違反 運転者研修	内容	事故・違反運転者に対する研修
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 受講料（34,000円）のうち一部助成（5,000円） Gマーク認定事業所 10,000円助成
	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認定事業所に対するインセンティブ付与
血圧計導入 促進助成金	対象機器	全ト協指定機器
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格（税抜）の1/2 上限50,000円 ・1事業者1台まで ※中小企業事業者に限る。
	昨年度からの 変更点	新規事業
中小企業大 学校講座 受講促進助 成金	内容	平成29年度同様
	助成金額	短期講座（受講料の3分の2を助成）、長期講座（受講料の3分の1を助成）
	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象講座 長期講座 追加（※ただし、助成金額は受講料の3分の1） ・助成金申請時にアンケート（写）を提出

第36回トラックドライバー・コンテスト 鹿児島県大会のご案内

目 的

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資することを目的とする。

主 催

公益社団法人鹿児島県トラック協会

後 援

九州運輸局鹿児島運輸支局（予定）
鹿児島県警察（予定）

日 時

平成 30 年 7 月 8 日（日） 9:00 ～ 12:00

場 所

鹿児島県トラック研修センター
鹿児島市谷山港 2 - 4 - 15 TEL : 099-261-1167

参加資格

- (1) 公益社団法人鹿児島県トラック協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、出場推薦日において過去 3 年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去 1 年間無事故、無違反であること。
- (2) 過去に全国大会の各部門（第 35 回までの一般部門の各クラスを含む）で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に全国大会の各部門を通じて 2 回出場している者は出場することができない。ただし、全国大会の第 32 回（平成 12 年度）以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。
- (3) 競技部門は 11 トン車部門、4 トン車部門、トレーラ部門、女性部門とする。また、重複して他部門に出場することはできない。
- (4) 出場申込み者多数の場合は、実行委員会において審査の上、選定するものとする。

競 技

筆記試験のみ・・・法規（道路交通法）、構造機能、運転常識

参加申込方法

- ①申込みは、別紙申込書により、当協会あてにご提出ください。
- ②「運転経歴証明書一括代理申請書」を添付ください。

申込締切日

平成 30 年 6 月 22 日（金）（必着）

トラックドライバー・コンテスト 鹿児島県大会出場選手申込書

平成 年 月 日

大会会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

電話番号

FAX番号

ご担当者名 ()

印

標記コンテスト出場選手を下記のとおり申込みます。(出場する部門を○で囲む)

記

《 11トン部門 ・ 4トン部門 ・ トレーラ部門 》

《 女性部門 》

入社年月	昭和・平成 年 月	過去から現在まで通算して の営業用トラックの運転歴																			
ふりがな 選手名		年																			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	才 (男・女)																			
現住所	(〒 -)																				
電話番号(自宅)																					
免許証の種類																					
運転免許証 の番号 (12桁)	※番号																				
	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> または、運転免許証(写し)を貼付ください。 運転免許証(写し)貼付																				

※複数の場合はコピーしてください。

委任状（申請者一覧）

（代理人）

法人名
（事業所名）

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付手続き及び証明書受領にかかる一切の関する事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し、提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上、交通事故防止のための資料として活用することについても同意します。

NO	整理番号 <small>記入しないでください</small>	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大 昭 平 ・ ・	
2					大 昭 平 ・ ・	
3					大 昭 平 ・ ・	
4					大 昭 平 ・ ・	
5					大 昭 平 ・ ・	
6					大 昭 平 ・ ・	
7					大 昭 平 ・ ・	
8					大 昭 平 ・ ・	
9					大 昭 平 ・ ・	
10					大 昭 平 ・ ・	
11					大 昭 平 ・ ・	
12					大 昭 平 ・ ・	
13					大 昭 平 ・ ・	
14					大 昭 平 ・ ・	
15					大 昭 平 ・ ・	

高校生の就職に関するアドバイスの紹介 (就職担当の先生から)

人財・広報特別委員会（菊池寅峰委員長）では、トラックドライバー等の労働力不足であることから、高校生や学校が物流業界に望むことについて、公私立高校の進路指導教諭と意見交換会を開催しました。（平成 30 年 2 月 7 日）

先生方からの意見を人材確保の参考にしてください。

高校生の就職希望の状況

(1) 生徒の就職状況・就職に対する考え方

- ・生徒は意外とやりがいを求めている。休みにこだわってはいない。

(2) 保護者の就職に対する希望

- ・リスクの少ない仕事をさせたい。
- ・運送会社は交通事故が心配だ。

(3) 先生の就職に対する指導

- ・求人条件を明確に出している企業を推薦している。

物流業界へのアドバイス

(1) 安心して紹介できる企業について

- ・良い企業はオーナーと社員の距離が近い。
- ・研修制度が整っている企業は離職率が低い。

(2) 生徒への物流や企業の求人やアピールの方法

- ・県外企業は求人の動き出しが早い。学校訪問を年度はじめに行っている。
- ・定期的に学校を訪問し、進路指導教諭との信頼関係を築いた方がよい。
- ・生徒が就職している会社の求人票を参考にしよう。
- ・保護者に対する PR も必要。

(3) 学校から見た求人する企業に望むこと

- ・業界団体として企業説明会を行う等の PR を行ってはどうか。
- ・求人票は詳細な条件を提示してほしい。
- ・会社を紹介する資料（パンフレット等）が必要だ。

(4) インターンシップの活用と効果的な実施方法

- ・助手席に同乗させるなどの体験型がよい。
- ・体験型のインターンシップを通して魅力を発信してほしい。
- ・小、中学校からキャリア教育を行っている。
幼い頃からトラックの運転や仕事に憧れを抱かせる取組みをしてはどうか。

※「人財・広報特別委員会」では、トラック運送業界の人材確保に向けた取組みを行っています。

※ 7 月には人材確保に関するセミナーの開催を予定しています。

平成30年度 中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内

受講料3分の2(長期講座は3分の1)を助成します!

業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2または3分の1を助成します。

●制度の対象となる講座

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業にかかわる講座

●手続きフロー

会員事業者	①別紙「受講申請通知書」、「誓約書」を提出	県ト協
	②受講承認通知	
	③講座の申込み及び受講料の納付。受講	中小企業大学校
	④受講終了後、「受講修了通知書」、「受講修了証書(写)」、「振込金受取書(写)」、「アンケート(写)」を添えて助成金申請	県ト協
	⑤助成金の支払い	

※ 1 会員からの複数の申込みも妨げませんが、**申込みが多い場合は人数を調整します。**(ただし、定款第5条 (1) 普通会員の「イ」にあたっては、1名とします。)

※ 「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

※ 今年度から、受講修了後の助成金申請時に、中小企業大学校で記入したアンケートの(写)もご提出ください。

【中小企業大学校人吉校講座スケジュール】

研修分野	コースNo.	研修テーマ	実施期間	期 間	定員 (名)	受講料 (税込/円)
企業経営・経営戦略	10	社内を活性化する IT 活用	H30. 7.18 ~ 7.19	2 日間	35	22,000
	13	成功するための経営戦略の策定とその実践	H30. 9. 4 ~ 9. 6	3 日間	30	31,000
	14	利益を生み出す業務改革・トラック運送業	H30. 9.11 ~ 10.10	4 日間 (2 日間×2 回)	20	35,000
	15	真の顧客満足につながる、サービス価値向上講座	H30. 9.19 ~ 9.20	2 日間	35	22,000
	22	売れ続ける関係を創る! 企業の魅力の伝え方	H30.11. 8 ~ 11. 9	2 日間	35	22,000
	23	新任管理者研修【沖縄教室】 ※校外研修	H30.11. 8 ~ 11. 9	2 日間	30	22,000
	28	女性管理者養成研修	H31. 1.23 ~ 1.25	3 日間	25	31,000
	29	九州・沖縄経営者塾【宮崎教室】 ※校外研修	H31. 1.23	1 日間	30	16,000
	32	次世代トップリーダーが学ぶ経営力強化講座	H31. 2.13 ~ 2.15	3 日間	30	31,000
組織 マネジメント HRD	3	管理者のための問題発見・解決法 【能力強化シリーズ①】	H30. 5.15 ~ 5.18	4 日間	25	35,000
	6	管理者のための実践的仕事管理術	H30. 5.28 ~ 5.30	3 日間	30	31,000
	9	組織力を高めるコミュニケーション強化講座	H30. 7.11 ~ 7.13	3 日間	30	31,000
	11	新任管理者の自己革新研修	H30. 7.24 ~ 7.26	3 日間	35	31,000
	16	管理者のリーダーシップ強化講座	H30.10. 2 ~ 10. 4	3 日間	35	31,000
組 織 HRM	21	部下指導の考え方・進め方 【能力強化シリーズ②】	H30.11. 5 ~ 12. 4	4 日間 (2 日間×2 回)	30	35,000
	25	チームマネジメント強化講座 【能力強化シリーズ③】	H31. 1. 9 ~ 1.11	3 日間	30	31,000
	7	社員と組織を成長させる人事制度構築	H30. 6. 7 ~ 7.10	4 日間 (2 日間×2 回)	25	35,000
財 務 管 理	18	会社を強くする人事・労務管理	H30.10.15 ~ 10.17	3 日間	30	31,000
	4	基本から学ぶ決算書の読み方講座 【財務管理シリーズ①】	H30. 5.21 ~ 5.23	3 日間	25	31,000
	8	利益を生み出す会計情報活用法【沖縄教室】 ※校外研修	H30. 6.20	1 日間	30	16,000
	17	業務に活かす 財務分析実践講座 【財務管理シリーズ②】	H30.10.10 ~ 10.12	3 日間	25	31,000
商 品 開 発 マ ー ケ ッ グ サ イ ン ス	27	目標を実現する 利益・資金計画の考え方と進め方【財務管理シリーズ③】	H31. 1.21 ~ 2.22	4 日間 (2 日間×2 回)	30	38,000
	5	営業の基本と商談交渉の進め方 【営業管理シリーズ①】	H30. 5.23 ~ 5.25	3 日間	25	31,000
	20	成果が出る提案営業の実践法 【営業管理シリーズ②】	H30.10.25 ~ 11.21	4 日間 (2 日間×2 回)	25	35,000
	26	可能性を切り拓く新規顧客開拓 【営業管理シリーズ③】	H31. 1.16 ~ 1.18	3 日間	30	31,000
管 理 者 養 成	31	売れる顧客が見える! 攻めの営業計画の作り方	H31. 2. 7 ~ 3. 6	4 日間 (2 日間×2 回)	25	35,000
	101	経営管理者養成コース 【第 22 期】〈長期講座〉	H30. 7.17 ~ 12.14	24 日間 (4 日間×6 回)	20	293,000

※ 14 はトラック運送業に特化した研修です。

※ 申込締切日は原則、受講日の 20 日前までとなります。

※ 申込み状況については、事前にお問合せください。

(中企) 様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

会長 中村利秋 殿

住 所

会社名

代表者名

⑩

電話番号

受 講 申 請 通 知 書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

⑩

(各事業共通)

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会

会長 中村利秋 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることをここにお誓いいたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

平成30年度自家用燃料供給施設 整備支援事業助成金のご案内

燃料の安定的な確保に取り組む（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。）が自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成します。

- ①今年度から割賦での購入の場合も助成金対象となりました。
- ②「自家用燃料供給施設整備に必要な資金」は、全日本トラック協会が行う「燃料費対策特別融資」の対象となりますので併せてご検討ください。
- ③トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会の方も助成対象になりますが、直接全日本トラック協会へ申請してください。

<p>1. 主な助成要件</p>	<p>指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替えを行い、平成30年4月1日～平成31年2月28日までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。）するもの。</p>
<p>2. 助成対象者</p>	<p>（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。） ※トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会は、<u>直接全日本トラック協会へ申請してください。</u></p> <p>注1）交付申請は年度内1施設限りとする。 注2）過去（平成20年～26年度及び平成28・29年度）に（公社）全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。</p>
<p>3. 助成金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油供給施設の新設 100万円 ・ 軽油専用タンクの増設 30万円 <p>※ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。</p>
<p>4. 公募期間</p>	<p><u>平成30年8月1日（水）～10月31日（水）</u></p> <p>※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。</p>
<p>5. 申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要書類を添付し公募期間内に申し込むこと。 （申込書は鹿児島県トラック協会、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできます）</p> <p>詳細は、次ページをご覧ください。</p>
<p>6. 申込・お問合せ先</p>	<p>（公社）鹿児島県トラック協会 経理課 TEL：099-261-1167</p>
<p>7. その他</p>	<p>その他の詳細事項は、全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱実施細目」の定めるところによる。</p>

平成30年度中央近代化基金 「燃料費対策特別融資」公募のご案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

※先着順となっていますので、早目の申込みをお願いします。

※今年度、鹿児島県ト協の「ポスト新長期規制融資」を利用された方もお申込みできます。

1. 公募融資枠	40 億円 (全ト協枠)・・・先着順
2. 公募期間	平成 30 年 7 月 2 日 (月) から平成 30 年 9 月 28 日 (金) …全ト協公募期間 但し、公募枠の 40 億円に達し次第申込みの受付を締め切る (全日本トラック協会への先着順) ※当協会では別途公募期間を下記のとおり設定して、先着順で受付し全日本トラック協会へ推薦します。但し、全日本トラック協会の公募枠に達した時点で、公募を打ち切ります。 ① 6 月 1 日～ 30 日 ② 7 月 1 日～ 15 日 ③ 7 月 16 日～ 31 日 ④ 8 月 1 日～ 15 日 ⑤ 8 月 16 日～ 31 日 ⑥ 9 月 1 日～ 15 日 ⑦ 9 月 16 日～ 28 日
3. 融資推薦対象者	(公社) 鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る) であって、商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という) との取引資格のある者 (予定を含む)。
4. 推薦対象資金	① <u>ポスト新長期規制適合車又は、平成 28 年度排出ガス規制適合車で平成 27 年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金</u> ② <u>自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金</u>
5. 推薦融資の条件	(1) 融資限度 個別企業体・共同体とも 2 千万円 (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率 (最優遇利率適用) による。 ※参考：直近の貸出金利…1.0% (3) 償還期間 ①車両：5 年以内 ②自家用燃料供給施設：8 年以内 (どちらも据置期間 6 ヶ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
6. 利子補給	①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	①平成 30 年 8 月 14 日 (火) ②平成 30 年 9 月 14 日 (金) ③平成 30 年 10 月 19 日 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書 (写) を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	平成 31 年 3 月末日
11. 申込・お問合せ先	(公社) 鹿児島県トラック協会 経理課 TEL：099-261-1167
12. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

平成30年度中央近代化基金 「補完融資」公募のご案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

1. 公募融資総枠	30 億円
2. 公募期間	平成 30 年 6 月 15 日 (金) から平成 30 年 11 月 30 日 (金) 但し、公募枠の 30 億円に達し次第申込みの受付を締め切る。
3. 融資推薦対象者	(公社) 鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る) であって、商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という) との取引資格のある者 (予定を含む)。
4. 推薦対象事業	(1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化の為に事務機器等設置購入資金 ②「補修・改修」に要する資金 (2) 人材確保及び生産性向上のための設備 ①福利厚生施設の整備に要する資金 (男女別施設 (トイレ・更衣室・休憩室等) ②荷役機械購入に要する資金 (テールゲートリフターの設置を含む) ※車両購入及び改造は除く
5. 推薦融資の条件 ※右記以外の条件については、別途公募要綱に記載。	(1) 融資限度 <一般・物流効率化促進> 事業規模が 1 億円以上の大規模プロジェクト 申込み事業者の平成 30 年度以降の投資額の 30% 以内で、未払金額の範囲内とする。ただし、上限金額は 5 億円とし、投資額の 30% が 5 千万円未満の場合は、5 千万円とする。 (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率 (最優遇利率適用) による。 ※参考: 直近の貸出金利...1.0% (3) 償還期間 10 年以内 (法定耐用年数が 10 年を下回る設備は、法定耐用年数以内) ただし、主設備と同時に付帯設備投資 (事務機器・荷役機械等) をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。(据置期間 6 ヶ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
6. 利子補給	①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	①平成 30 年 7 月 31 日 (火) ②平成 30 年 8 月 31 日 (金) ③平成 30 年 9 月 28 日 (金) ④平成 30 年 10 月 31 日 (水) ⑤平成 30 年 12 月 7 日 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書 (写) を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	平成 31 年 3 月末日、但し 2 ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については平成 32 年 3 月末日。
11. 申込・お問合せ先	(公社) 鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
12. その他	その他の事項は、公募要綱、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

平成30年度第1期近代化基金融資公募のご案内

平成30年度1期の近代化基金融資申込みを下記のとおり実施します。

公募期間：平成30年5月10日(木)～平成30年5月21日(月) **(※厳守)**

- ①一般融資 融資限度 イ、個別企業体 2,000万円 ロ、共同体 5,000万円
※環境対応車及び省エネ関連機器導入については、どちらも1,500万円
- ②ポスト新長期規制適合車融資 融資限度 3,000万円
- 利子補給率 年0.3%

その他詳細は、トラック情報4月号または、鹿児島県トラック協会ホームページをご覧ください。

申込書は、鹿児島県トラック協会ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課
TEL:099-261-1167 FAX:099-261-1169

新規採用職員の紹介



職員名 内村 利樹

初めまして内村と申します。4月からトラック協会でお世話になっており、鹿児島南支部、薩摩南支部、及びこれら区域内の各支部のほか、鹿児島トラックステーションを担当しております。

顔写真を掲載するとのことでしたが、みなさん写真を見て「歳、幾つ？」と驚かれるだろうと察し、こちらから年齢を公表いたします。現在65歳です。公務員を定年退職後、某団体での5年間を経て当協会に勤務させていただくことになりました。

趣味のゴルフ代の足しにでもと思い飛び込んでまいりましたが、これまでと全くの異業種での仕事に戸惑いの毎日であります。しかしながら、縁あってのことだと肝に銘じ、早く業界の一助になれるよう取り組んでいきたいと思っております。どうか、会員並びに協会職員皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

入退会紹介

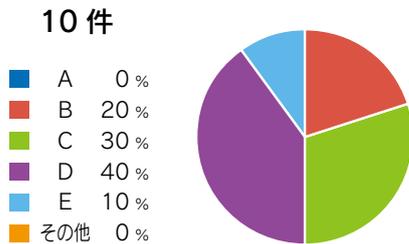
入会

入会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両
平成30年3月28日	一般	有限会社 上加世田建設	上加世田 祐二	薩摩南支部	普通車 5両
					小型車
平成30年3月28日	一般	岩越自動車 株式会社	岩越 隆史	大隅南支部	普通車 3両
					小型車 2両

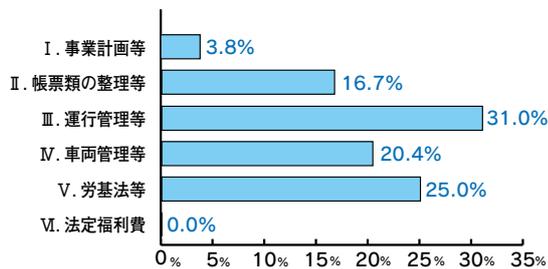
適正化だより

平成30年(3月)巡回指導結果

巡回指導評価別結果 (平成30年3月)



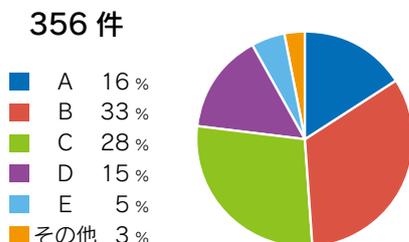
指導区分別(否)比率 (平成30年3月)



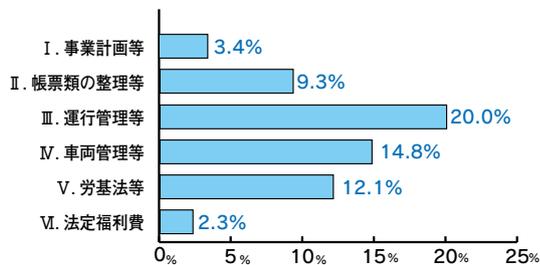
巡回指導評価別結果では、D 評価（適の割合が 60%～70%）が 40%と高く、指導区分別（否）比率では「**III. 運行管理等**」が 31.0%の指摘となっています。

平成29年度 巡回指導結果

巡回指導評価別結果 (29年度)



指導区分別(否)比率 (29年度)



巡回指導評価別結果では、B 評価（適の割合が 80%～90%）が 33%と高く、指導区分別（否）比率では「**IV. 運行管理等**」が 20.0% 「**V. 車両管理等**」が 14.8%の指摘
その他、指導評価区分毎の指摘の多い項目は下記のとおりです。

	否 (%)	調査事項	区分
		主な指摘理由	
①	52.5%	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 (理由) 指導監督指針未対応、詳細な教育内容の記録なし 他	III. 運行管理等
②	47.2%	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。 (理由) 初任運転者全て教育未実施、事故歴把握なし 他	III. 運行管理等
③	43.8%	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 (理由) 電話点呼あり、点呼のタイミング不適切 他	III. 運行管理等
④	39.8%	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。 (理由) 初任診断全て未受診	III. 運行管理等
⑤	32.5%	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。 (理由) 3ヵ月点検一部未実施、記録簿の保存なし 他	IV. 車両管理等
⑥	29.2%	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 (理由) 研修未受講	IV. 車両管理等
⑦	25.3%	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 (理由) 未受診、深夜業従事者診断対象者一部未受診あり 他	V. 労基法等
⑧	23.1%	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 (理由) 研修未受講	III. 運行管理等
⑨	22.4%	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。) (理由) 事業報告書・事業実績報告書未提出	II. 帳票類の整備、報告等
⑩	21.7%	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。 (理由) 連続運転4時間超、休息期間不足	III. 運行管理等

ご不明な点がございましたら、適正化事業課までご連絡ください。



—2018年度(平成30年度) 貨物自動車運送事業安全性評価事業—

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

平成30年7月2日(月)～7月13日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日/平成30年4月16日(月)

頒布方法/申請案内↓全日本トラック協会
ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる
作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日/平成30年5月1日(火) 土・日、祝日を除く

頒布方法/申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関
(各都道府県トラック協会)より入手してください。

更新のお知らせ 前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成28年度(新規)	28*****
2回目更新	平成27年度(初更)	27***** (1)
3回目更新	平成26年度(2更)	26***** (2)
4回目更新	平成26年度(3更)	26***** (3)

インターネットを利用して
申請書類が作成できます。
申請案内など詳しくは
「Gマーク」で検索!!

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。

有効期限が満了したステッカーの貼付

有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん、認定ステッカーを正しく使用できていますか？



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支部

月日	行事名	場所
4月6日(金)	トラック鹿児島中央支部会通常総会	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)
4月6日(金)	平成30年度第1回薩摩北支部役員会	出水運輸センター(株)(出水市)
4月7日(土)	垂水車友会通常総会	味のさかもと(垂水市)
4月10日(火)	平成30年度第1回霧島支部役員会	始良地区研修センター(始良市)
4月13日(金)	平成30年度第1回薩摩中央支部定例会	ホテルオートリ(薩摩川内市)
4月13日(金)	トラック加治木支部会通常総会	七八(始良市)
4月13日(金)	鹿屋支部通常総会	うなぎの川豊(鹿屋市)
4月14日(土)	トラック協会日置支部通常総会	まぐろの館(いちき串木野市)
4月17日(火)	トラック西支部会第1回役員会	市場食堂(鹿児島市)
4月20日(金)	平成30年度第1回薩摩南支部役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
4月20日(金)	平成30年度第1回薩摩北支部定例会	ABCパレス(出水市)
4月20日(金)	肝属車友会通常総会	さこだ荘(鹿屋市)
4月23日(月)	平成30年度第1回鹿児島南支部役員会	鹿児島県トラックステーション(鹿児島市)
4月23日(月)	トラック北部会通常総会	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)
4月24日(火)	トラック霧島分会通常総会	舞鶴旅館(霧島市)
4月25日(水)	平成30年度第1回大隅南支部役員会	大隅地区研修センター(大崎町)
4月25日(水)	平成30年度第1回大隅南支部定例会	大隅地区研修センター(大崎町)
4月26日(木)	鹿児島南栄会役員会	こんびら丸(鹿児島市)

部会

月日	行事名	場所
4月4日(水)	平成30年度第1回セフティ会役員会	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)
4月6日(金)	平成30年度第1回セメント部会役員会	寿し正(鹿児島市)
4月9日(月)	平成30年度第1回青運会役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
4月10日(火)	平成30年度第1回食料品部会役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
4月10日(火)	平成30年度第1回港湾部会役員会	食処膳(鹿児島市)
4月11日(水)	平成30年度第1回重量部会定例会	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)
4月17日(火)	平成30年度第1回飼料・畜産輸送部会役員会	こんびら丸(鹿児島市)
4月18日(水)	平成30年度全ト協重量部会「常任委員会」	全日本トラック協会(東京都)
4月18日(水)	平成30年度第1回環境部会役員会	まえだ(鹿児島市)
4月19日(木)	平成30年度第1回タンク部会定例会	しゃぶ禅鹿児島店(鹿児島市)
4月20日(金)	平成30年度九州各県青年部会長会議	ホテルニューオータニ佐賀(佐賀県)
4月20日(金)	(公社)佐賀県トラック協会青年部会創立30周年記念式典	ホテルニューオータニ佐賀(佐賀県)
4月24日(火)	九ト協平成30年度第1回九州ブロック食料品部会	福岡県トラック総合会館(福岡県)
4月27日(金)	平成30年度第1回ダンプ部会定例会(北薩地区)	ホテルグリーンヒル(薩摩川内市)

過積載違反状況

平成30年3月分
資料:鹿児島県警察本部

【積載物・違反取締状況】

	営業用		自家用		営業用		自家用		営業用 合計	自家用 合計	営/自 合計
	5割未満		5割以上 10割未満		10割以上						
■ 砕石		1							0	1	1
■ 砂利				1					0	1	1
合計	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2

5割未満が1件、5割以上10割未満の違反が1件ありました。

現場応急措置は0件、通行指示書の交付は2件でした。

※現場応急措置とは、違反現場において積み荷の取り降ろしをさせた場合

※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合

過積載取締り状況(件数)

年 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累計
H28	5	1	2	1	3	1	0	5	4	1	1	3	27
H29	7	2	2	1	1	0	5	2	9	1	2	2	34

【積載物・違反取締状況 (H29.4 ~ H30.3)】

	営業用		自家用		営業用		自家用		営業用 合計	自家用 合計	営/自 合計
	5割未満		5割以上 10割未満		10割以上						
■ その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1
■ その他農産物	1	0	0	2	0	0	0	1	2	3	3
■ 米・飼料	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1
■ 機械類	0	3	0	0	0	0	0	0	3	3	3
■ 鋼材	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1
■ 木材	1	1	0	1	0	3	1	3	1	5	6
■ 砕石	0	1	0	3	0	0	0	0	4	4	4
■ 残土	1	1	0	1	0	1	1	1	3	3	4
■ 砂	1	3	0	2	0	0	1	1	5	5	6
■ 砂利	0	1	0	4	0	0	0	0	5	5	5
合計	4	10	0	15	0	5	4	4	30	34	34

積載物としては、木材、砂の違反が多く、業種では建設業が19件です。

鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 (平成30年3月)

- 走行車線を走行していたのだが、後ろにいたトラックに車間距離を詰められたりバッシングをされた。
- 車両を自宅に持ち帰っている。
- 95キロ程の速度で走行していたが、後ろに張り付いてきた。
- 追越車線で幅寄せをして猛スピードで走り去っていった。
- 100キロ以上の速度で走行していた。スピードリミッターを外しているのではないか。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1 平成30年4月末現在の交通事故発生状況



県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成30年	1,503	16	1,753
平成29年	1,611	17	1,907
増減	-108	-1	-154

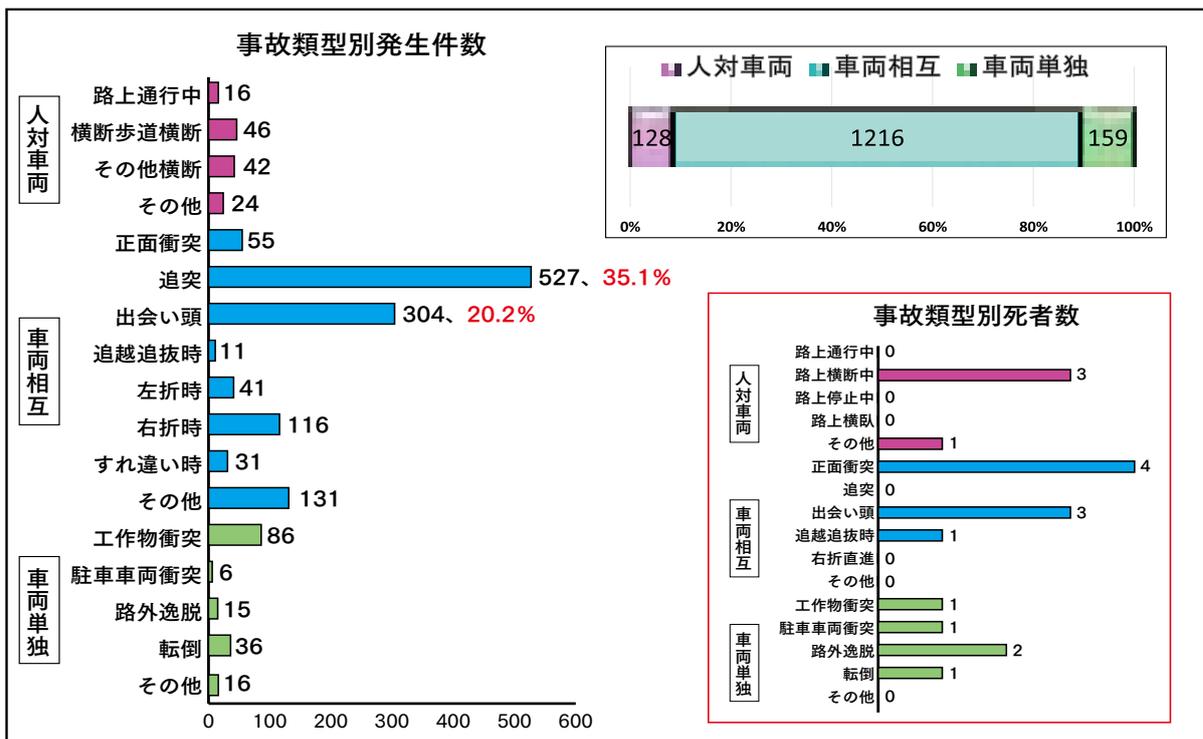
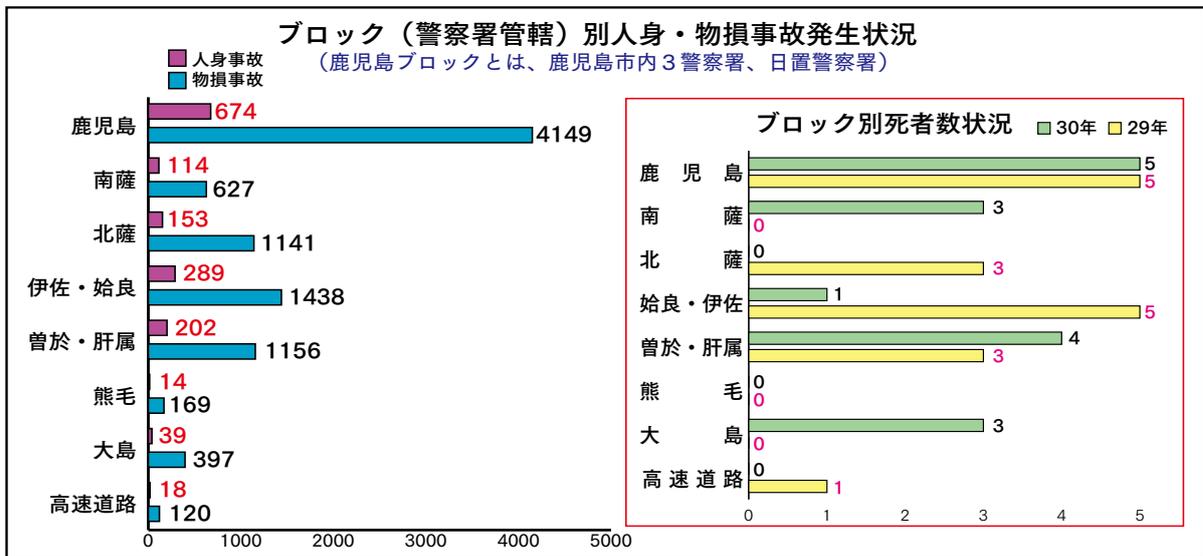
※発生件数、死者数、傷者数とも減少!

営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成30年	31	0	38
平成29年	24	1	23
増減	+7	-1	+15

※発生件数、傷者数が増加している!

2 地域別・事故形態別の交通事故発生状況



軽油価格調査報告

(平成30年2月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除):全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	103.95	96.17	101.39

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除):全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X 日 鉱 日 石	102.36	95.04	105.92
出 光	106.07	95.65	104.87
昭 和 シェル	106.53	97.08	98.70
エクソンモービル		95.60	
キ グ ナ ス			
コ ス モ	107.26		96.76
そ の 他	101.13	97.66	98.69

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除):全県

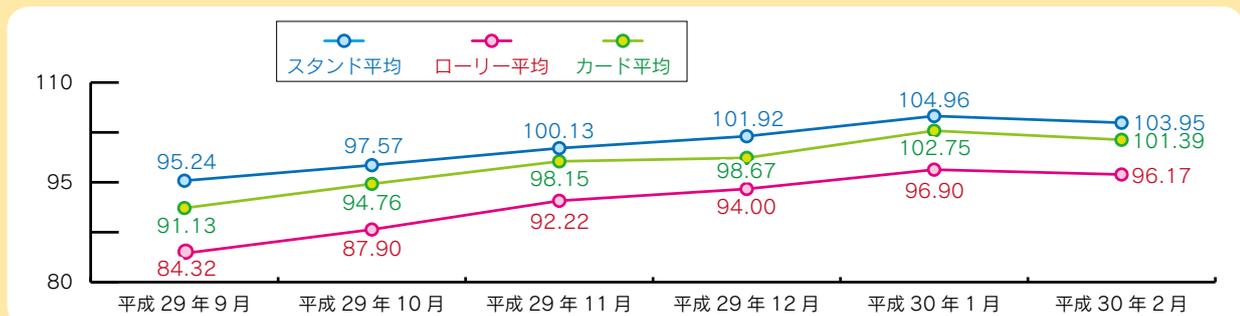
月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.22	96.16	101.47
30~50キロリットル未満		98.73	97.50
50~100キロリットル未満	98.05	95.34	103.10
100キロリットル以上		93.19	

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除):全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	102.55	94.23	99.99
30~60日未満	104.17	96.25	101.51
60日以上	108.00	97.18	109.75

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

協会の動き

- ◆ 4月4日(水) ● 春の全国交通安全運動並びに地域安全運動出発式(鹿屋市)
 - 第1回セフティ会役員会
 - 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会(西ブロック)
 - 鹿児島県口蹄疫等緊急防疫対策会議
- ◆ 4月5日(木) ● 第1回人財・広報特別委員会
 - 春の全国交通安全運動街頭パトロール出発式(鹿児島市)
- ◆ 4月6日(金) ● 春の全国交通安全運動広報出発式(いちき串木野市)
 - 春の全国交通安全運動・地域安全運動出発式(日置市)
 - 第1回セメント部会役員会
 - 第1回薩摩北支部役員会
- ◆ 4月9日(月) ● 高速安協「春の全国交通安全運動」に伴うキャンペーン
 - 正副会長及び部会長合同会議
 - 第1回青運会役員会
- ◆ 4月10日(火) ● 第1回霧島支部役員会
 - 第1回食料品部会役員会
 - 女性部会設立発起人会事前打合せ会
 - 第1回港湾部会役員会
- ◆ 4月11日(水) ● 第1回重量部会定例会
- ◆ 4月12日(木) ● 第24回高齢者ふれあいトラック交通安全教室
 - 全国専務理事業務連絡会議
- ◆ 4月13日(金) ● 鹿児島県総合防災訓練に係る第2回打合せ会
 - 第1回薩摩中央支部定例会
- ◆ 4月16日(月) ● 陸災防九州・沖縄ブロック支部事務局長会議
- ◆ 4月17日(火) ● 第1回飼料・畜産輸送部会役員会
 - 安全性評価事業説明会(鹿児島地区)
- ◆ 4月18日(水) ● 陸災防補助事業事務担当者事前調整会議
 - 全ト協・重量部会「常任委員会」
 - 第1回環境部会役員会
- ◆ 4月19日(木) ● 標準引越運送約款改正に係る担当者説明会
 - 第1回タンク部会定例会
- ◆ 4月20日(金) ● 第1回薩摩南支部役員会
 - 九州各県青年部会長会議
 - (公社)佐賀県トラック協会青年部会創立30周年記念式典
 - 第1回薩摩北支部定例会
- ◆ 4月23日(月) ● 第2回女性部会設立発起人会事前打合せ会
 - 労働災害防止団体等代表者会議
 - 安全性評価事業説明会(大隅地区)
 - 第1回九州ブロック専務理事業務連絡会議
 - 労働災害防止団体等連絡協議会
 - 第1回鹿児島南支部役員会
- ◆ 4月24日(火) ● 中小企業・小規模企業振興に関する意見交換会
 - 第1回九州ブロック食料品部会
- ◆ 4月25日(水) ● 第1回大隅南支部役員会
 - 第1回大隅南支部定例会
 - 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会常任委員会
- ◆ 4月26日(木) ● (公社)鹿児島県労働基準協会通常総会
 - 安全性評価事業説明会(北薩地区)
- ◆ 4月27日(金) ● 鹿児島県経営者協会定時総会
 - 第1回ダンプ部会定例会(北薩地区)
- ◆ 4月29日(日) ● 2018みどりの感謝祭

協会の行事予定

- ◆ 5月8日(火)・監事連絡調整会議
 - 決算監査
- ◆ 5月9日(水)・(公財)鹿児島県交通被災者たすけあい協会監事監査
 - 鹿児島東西・南北幹線道路建設促進期成会総会
 - 鹿児島県中小企業団体中央会青年部会第43回通常総会
- ◆ 5月10日(木)・協同組合鹿児島県陸運會館第1回理事会
- ◆ 5月11日(金)・地球環境を守るかごしま県民運動推進会議幹事会
 - 「第1回正副会長会及び第1回総務委員会合同会議」及び「役員改選第1回役員等候補選出委員会」
- ◆ 5月12日(土)・第1回青運會定例会
- ◆ 5月14日(月)・全日本トラック協会創立70周年記念式典
- ◆ 5月15日(火)・第5回九州各県運輸青年部会長会議
 - 第4回九州地区運輸青年部連絡協議会役員会
 - 九州霊柩自動車協会第43回定時総会
- ◆ 5月16日(水)・全国道路利用者会議第70回定時総会・要望活動
 - 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会総会
 - 第1回路線部会定例会
 - 新造船「さんふらわあさつま」就航記念セレモニー
- ◆ 5月17日(木)・第1回飼料・畜産輸送部会定例会
- ◆ 5月18日(金)・第1回木材部会定例会
- ◆ 5月19日(土)・第1回米穀部会役員会
 - 大隅北支部役員会及び定例会
 - 第1回米穀部会定例会
- ◆ 5月21日(月)・(公財)鹿児島県交通被災者たすけあい協会通常理事会
 - 陸災防理事会及び通常総代会
- ◆ 5月22日(火)・第1回理事会
- ◆ 5月24日(木)・女性部会設立総会
 - 第1回引越輸送部会定例会
 - 第2回ダンプ部会定例会(始良地区)
- ◆ 5月26日(土)・第1回港湾部会定例会
- ◆ 5月27日(日)・鹿児島県総合防災訓練
- ◆ 5月29日(火)・第1回食料品部会定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 5月30日(水)・第12回鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会総会
- ◆ 5月31日(木)・燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会第2回総会

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（平成 30～31 年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
平成 30 年			
5 月			
6 月	4日(月)~6日(水)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	
	6 日（水）	平成 30 年度定時社員総会	鹿児島サンロイヤルホテル
	18 日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	20日(水)~22日(金)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	
7 月	1 日（日）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	ナカムラ自動車学校
	7 日（土）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	鹿ト協大隅地区研修センター
	8 日（日）	第 36 回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会	鹿児島県トラック研修センター
	9日(月)~11日(水)	運行管理者等基礎講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	10日(火)~12日(木)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	ナカムラ自動車学校
	18 日（水）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	始良市文化会館
	27 日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	奄美観光ホテル
	未定	人材確保セミナー（7～9月）	未定
未定	交通安全セミナー	未定	
8 月			
9 月	12 日（水）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿屋市中央公民館
	27 日（木）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
10 月	9 日（火）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	17 日（水）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	19 日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	22 日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	上～中旬	「トラックの日」フェスティバル 2018	マリポートかごしま
	未定	引越基本講習・引越管理者講習	未定
11 月	5 日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	10 日（土）	第 14 回ベストエコドライブ・コンテスト	運転技能向上センター
	12日(月)~14日(水)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	18 日（日）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
12 月			
平成 31 年	16日(水)~18日(金)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	未定	県ト協主催時事講演会（1～2月）	かごしま県民交流センター（予定）
1 月			
2 月	未定	リーダー研修会	鹿児島県トラック研修センター
3 月			



第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会のご案内

今年度から実技競技を実施！女性部門常設！

目的

フォークリフト運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。

主催 ……陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

後援 ……鹿児島労働局（予定）

協力 ……公益社団法人 鹿児島県トラック協会

日時及び場所

(1) 日時 平成30年7月22日（日） 8時30分から（受付：8時から）

(2) 場所 マジオワークライセンススクール鹿児島校（鹿児島市卸本町6-19）

競技部門 ……「一般の部」「女性の部」の2部門とする。

参加資格

参加推薦日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 陸運災防鹿児島県支部の会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- (2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間（フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間）人身事故を起こしたことがないこと。
- (3) 「一般の部」への参加者は、男女の別を問わないが、過去の全国大会で入賞した者（第1位から第5位までの者）でないこと。ただし、過去の全国大会の「女性の部」で入賞した者（第1位から第5位までの者）については、推薦することができる。
- (4) 「女性の部」への参加者は、過去の全国大会の「女性の部」で入賞した者（第1位から第5位までの者）でないこと。
- (5) 同一人が「一般の部」及び「女性の部」の双方に参加することはできない。女性の参加者がいずれの部に参加するかは、本人の希望に基づくものとする。

競技種目

【学科】 関係法令、走行及び荷役に関する装置の構造・取扱いの方法、運転に必要な力学

【点検】 作業開始前点検

【運転】 走行及び積卸し

参加申込方法

以下の3点を揃えてお申込みください。

- ① 申込書（次ページの申込書をご利用ください）
- ② フォークリフト運転技能講習修了証の写し（講習名・修了証番号・交付年月日が確認出来るもの）
- ③ 自動車運転免許証の写し・運転記録証明書交付手続き委任状（P40のものをご利用ください）

大会実施要綱については、お問合せください。

申込締切日

平成30年7月6日（金）【必着】

【お申込み・お問合せ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15 TEL:099-284-6217

出場申込書

【第33回】

フォークリフト運転競技鹿児島県大会

ふりがな											
出場者氏名											
生年月日	年			月			日			生	
現住所											
電話番号											
免許種類	運 転 免 許 証 番 号										
修了証番号 交付年月日 交付支部	修了証番号			交付年月日			交付支部				
	第_____										
所属 事業所名											
出場者の 職種及び 入社年月日	職種			昭和 _____年____月____日入社し、 平成 _____年____月____日入社し、 現在に至る。							
無事故証明	出場者_____は過去3年間無事故であることを証明する。										
上記の者を陸運労災防止協会鹿児島県支部フォークリフト運転競技大会の出場者として推薦いたします。											
平成_____年____月____日 事業所名 代表者											
											印



安全性評価事業
(Gマーク)
加点対象研修

交通労働災害防止担当管理者等研修会のご案内

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成6年2月18日付基発第83号、労働省労働基準局長通達）に基づき、標記研修会を鹿児島地区と大隅地区の2ヶ所で開催します。

受講希望者は、次ページの申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。

1. 開催日時 鹿児島地区

平成30年6月22日（金） 13時30分～16時30分（予定）

大隅地区

平成30年6月27日（水） 13時30分～16時30分（予定）

2. 開催場所 鹿児島地区

鹿児島県トラック研修センター

大隅地区

大隅地区トラック研修センター

- | | | |
|---|---|------------------------------------|
| <h3>3. 対象者</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者・管理者等 ・ 事業場の交通労働災害防止担当管理者等
(定員になり次第締め切ります。) | } | <p>鹿児島地区 100名程度
大隅地区 50名程度</p> |
|---|---|------------------------------------|

4. 費用 無料

- ### 5. 講習内容
- (1) 「労働災害防止対策等について」(予定)
 - (2) 「県内の交通情勢と交通事故防止対策」(予定)
 - (3) 「最近の法改正等について」(予定)

- ### 6. 講師
- (1) 鹿児島労働局 (予定)
 - (2) 鹿児島県警察本部 (予定)
 - (3) 鹿児島運輸支局 (予定)

7. 申込方法 次ページ申込書にて、FAX (099-261-3113) でお申込みください。

8. 申込締切 平成30年6月8日（金）必着

9. 問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
(TEL: 099 - 284 - 6217)

※交通労働災害防止担当管理者等研修会は、「安全性優良事業所」(全ト協認定)の「安全性に対する取組の積極化」の自認項目5に該当する研修になります。

※受講者には、修了証書を交付します。

ただし、遅刻や途中退席された方には交付しませんのでご了承ください。

受付番号		支部
------	--	----

平成30年度交通労働災害防止担当管理者等研修会申込書

鹿児島地区	大隅地区
日時：平成30年6月22日(金) 13:30～ 場所：鹿児島県トラック研修センター	日時：平成30年6月27日(水) 13:30～ 場所：大隅地区研修センター

申込日：平成 年 月 日

受講希望地	鹿児島地区	大隅地区	※○で囲んでください					
フリガナ								
氏名								
生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	男性	・	女性
現住所	〒							
勤務先	会社名	営業所名						
	TEL	FAX						
	のりしろ			のりしろ				
運転免許証の(写し)を貼付してください。 <div style="text-align: center;">表 面</div>				注)所持する運転免許証裏面に記載がある場合のみ 写しを貼付してください。 記載がない場合は貼付する必要はありません。 <div style="text-align: center;">裏 面</div>				

申込先FAX：099-261-3113

申込締切日 平成30年6月8日(金) 必着

※ただし定員になり次第締め切ります。(定員 鹿児島地区：100名程度/大隅地区：50名程度)

● お問い合わせ ●

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

Tel：099-284-6217 Fax：099-261-3113

注意事項

申込書に記載されている個人情報は、受講者への連絡のほか、講習を実施するにあたり必要な業務利用、修了証を交付するために利用し、管理します。



陸災防貸出DVDのご案内

研修用ビデオ・DVDの貸し出しを行っていますので、ご利用ください。

- ◆はい作業の安全
- ◆フォークリフトの作業開始前点検の進め方
- ◆フォークリフトによる安全な荷役運搬作業

この他にも、貸出ビデオ・DVDを揃えておりますので、お気軽にお問合せください。

【お問合せ】

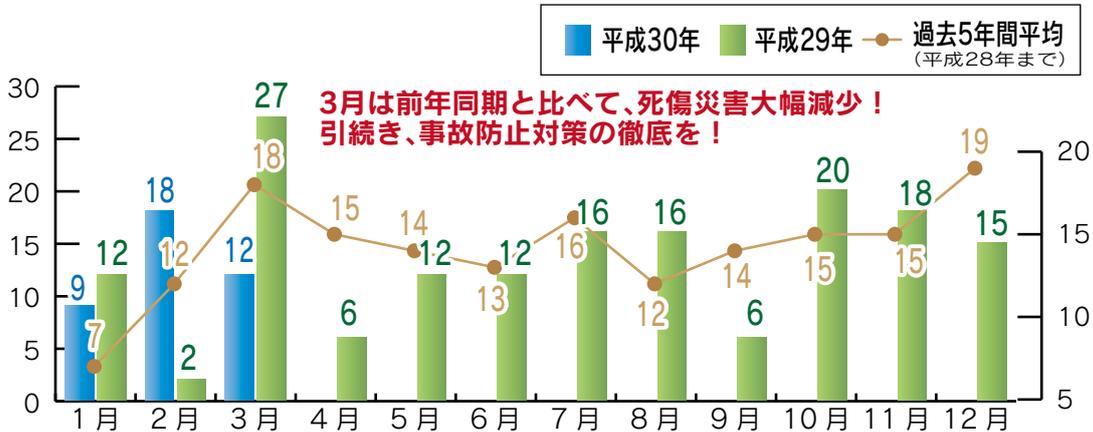
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部

TEL:099-284-6217

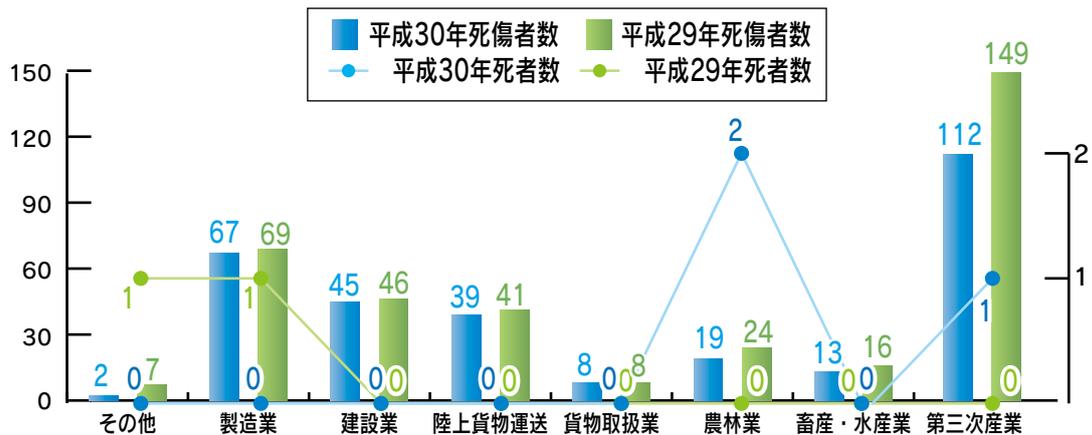


鹿児島県内における労働災害の発生状況

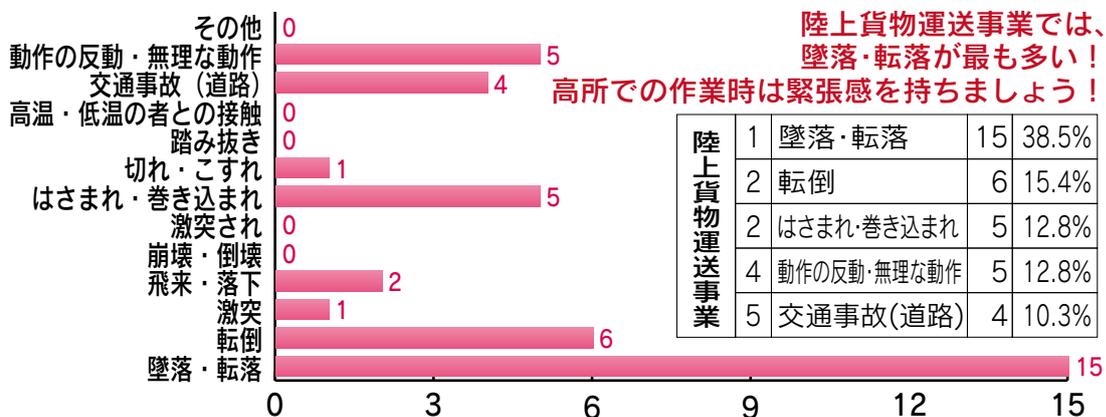
陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（平成30年3月分）



県内業種別死傷災害発生状況（平成30年3月分）



県内の死傷災害形態別発生状況（平成30年累計）



Community Plaza

コミュニティ広場
[みんなのお知らせ掲示板]



セイコー運輸株(鹿児島南支部)が アフガニスタンへランドセルを輸送

西伊敷小学校では、毎年ランドセルをアフガニスタンに送る事業を行っており、セイコー運輸株式会社(鹿児島南支部 代表取締役 鳥部敏雄 氏)が横浜まで子どもたちの思いも乗せ、ランドセル輸送の協力をしています。

西伊敷小学校6年生一同より下記のとおり、お礼の手紙が届きましたので、ご紹介します。



COMMUNITY
PLAZA編集部

家族のネタや
自慢したいペットなど
写真付きでどしどし
お送り下さい。

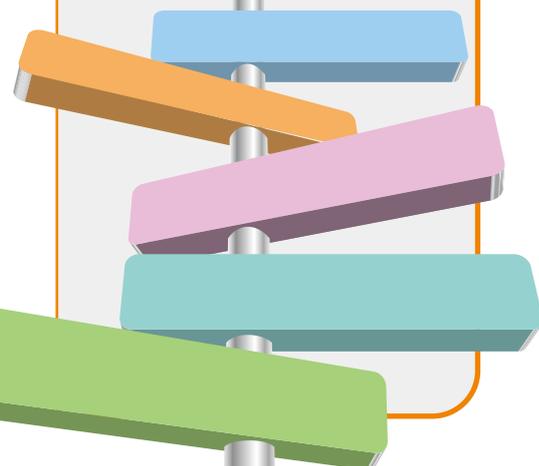
送り先

E-mail アドレス kentora@kta.jp まで
住所・営業所名・氏名(ペンネーム可)

Run
for
YOU
Kagoshima
TRUCKing
Association

かごしま
トラック情報
2018 5
SPRING
No.466

Kagoshima truck information



平成29年中 事業用トラックが第1当事者となった死亡事故

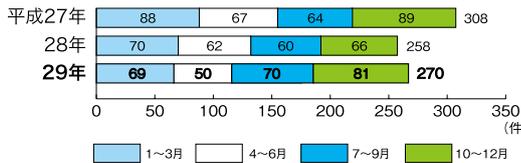
全ト協 交通事故統計分析結果〔発生地別〕

（概要）

対象は事業用貨物自動車(軽を除く)が第1当事者となった死亡事故。また、「車両相互」での第2当事者となる「車両」には道路交通法上の「軽車両」である「自転車等」を含む。

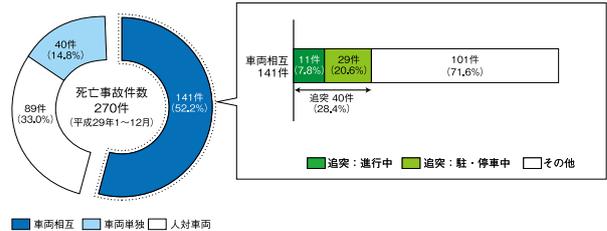
● 事故件数

- 平成29年1～12月の死亡事故件数は、270件と5年ぶりの増加となった。
- 営業用トラック1,265,079台（平成29年3月現在、トレーラ及び軽自動車を除く）に対する1万台当たり死亡事故件数は「2.1件」となり、平成29年9月に新たに策定した「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標である「1.5件」を達成するために、更なる事故防止対策が急務である。



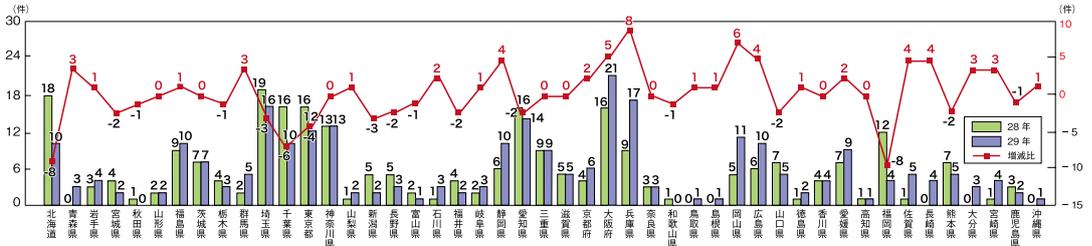
● 事故類型別

- 平成29年1～12月の傾向をみると、「車両相互」が最も多く141件（52.2%）と半数以上を占めている。
- 次いで、「人対車両」89件（33.0%）、「車両単独」40件（14.8%）と続いている。



● 発生地別

- 平成29年1～12月の発生地別死亡事故件数は「大阪府」が最も多く21件、次いで「兵庫県」17件、「埼玉県」16件、「愛知県」14件、「神奈川県」13件。
- 対前年比では「兵庫県」が+8件と、著しく増加している。次いで、「岡山県」+6件、「大阪府」+5件、「静岡県」、「広島県」、「佐賀県」、「長崎県」がそれぞれ+4件となっている。

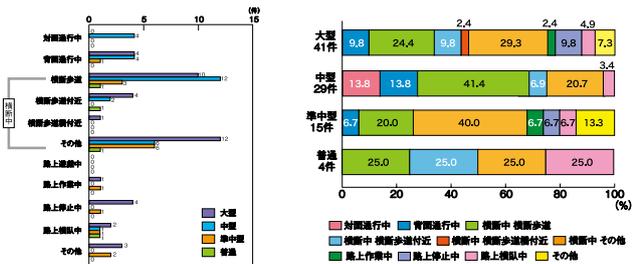


● 事故類型別（車両区分）

(1) 車両区分別の事故類型（人対車両）別

※「人対車両」には、対自転車事故は含まない

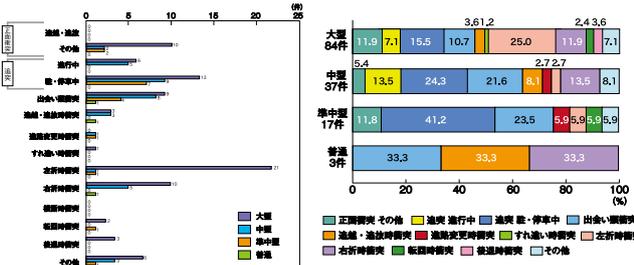
- 車両区分別の事故類型（人対車両）別みると、「大型」は「横断中 その他」が最も多く12件（29.3%）となっている。
- 「中型」は「横断中 横断歩道」が最も多く12件（41.4%）となっている。
- 「準中型」は「横断中 その他」が6件（40.0%）となっている。



(2) 車両区分別の事故類型（車両相互）別

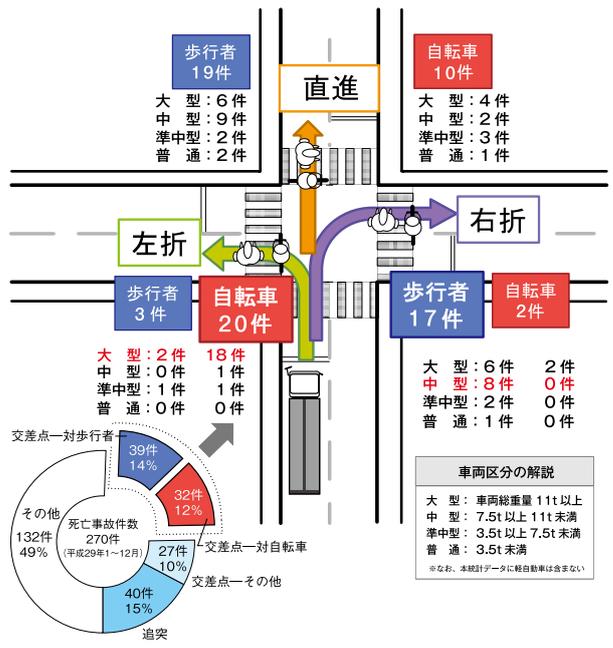
※「車両相互」には、対自転車事故を含む

- 車両区分別の事故類型（車両相互）別みると、「大型」は「左折時衝突」が最も多く21件（25.0%）となっている。
- 「中型」、「準中型」では「追突 駐・停車中」が最も多く、それぞれ9件（24.3%）、7件（41.2%）となっている。



● 交差点における死亡事故（対歩行者・対自転車別）

- 事業用トラックが第1当事者となる交差点における対歩行者、対自転車の死亡事故（71件）は、追突事故（40件）の1.8倍。
- 左折死亡事故は、9割近くが大型車であり、対自転車（20件）が対歩行者（3件）の約7倍。
- 右折死亡事故は、9割近くが対歩行者（17件）であり、対歩行者の約5割が中型車。



車両区分の解説
 大：大型：車両総重量11t以上
 中：中型：7.5t以上11t未満
 準中型：3.5t以上7.5t未満
 普通：3.5t未満

●ご回覧をお願いします。



トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131

☎099-261-1167

URL / <http://www.kta.jp>

E-mail / kentora@kta.jp

印刷 / 洵上印刷株式会社
